

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月29日
【事業年度】	第13期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
【会社名】	リニューアブル・ジャパン株式会社
【英訳名】	Renewable Japan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 眞邊 勝仁
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【電話番号】	03-6670-6644
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理統括本部長 池田 栄進
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【電話番号】	03-6670-6644
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理統括本部長 池田 栄進
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (百万円)	20,600	22,276	15,950	17,718	33,604
経常利益又は経常損失 (百万円)	315	731	990	1,360	2,028
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	250	462	529	1,526	1,088
包括利益 (百万円)	277	498	587	1,516	1,548
純資産額 (百万円)	4,561	6,315	14,097	12,608	14,129
総資産額 (百万円)	55,368	63,392	119,766	166,729	159,105
1株当たり純資産額 (円)	177.39	227.65	374.03	318.63	360.70
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	12.18	19.20	20.47	52.70	36.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	19.28	-	36.03
自己資本比率 (%)	7.40	9.27	8.88	5.57	6.75
自己資本利益率 (%)	8.35	9.28	6.42	15.32	10.87
株価収益率 (倍)	-	-	83.49	-	32.22
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	12,609	6,729	18,607	1,901	3,686
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	389	1,323	4,024	17,518	3,201
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	20,189	7,972	28,742	12,101	1,468
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	12,205	12,056	18,159	14,444	13,404
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	209 (-)	234 (-)	269 (-)	266 (-)	297 (30)

- (注) 1. 第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社株式は2021年12月22日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第11期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第9期及び第10期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 第12期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため、記載しておりません。
6. 臨時雇用者数が、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
7. 第10期において第9期の誤謬の訂正を行い、当該過年度の誤謬の訂正による累積的影響額を第10期の連結計算書類における期首の純資産額に反映させた結果、誤謬の訂正による修正再表示を反映している第9期及び第10期の連結財務諸表の数値と定時株主総会において承認された連結計算書類の数値が一部異なっております。

8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第12期連結会計年度の期首から適用しており、第12期以降の連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
9. 第13期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために、第9期から第12期についても百万円単位で表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (百万円)	8,754	13,324	7,055	10,155	16,517
経常利益 (百万円)	518	202	1,142	2,072	2,132
当期純利益 (百万円)	508	581	371	1,223	1,513
資本金 (百万円)	1,607	2,109	4,273	4,627	4,649
発行済株式総数 (株)	23,112,000	25,812,000	28,420,910	29,168,370	29,754,180
純資産額 (百万円)	4,608	6,196	10,897	12,811	14,376
総資産額 (百万円)	25,287	27,858	52,728	70,278	74,768
1株当たり純資産額 (円)	199.39	240.08	383.43	439.22	483.17
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	24.78	24.13	14.36	42.23	51.22
潜在株式調整後1株当 り当期純利益 (円)	-	-	13.52	40.43	50.08
自己資本比率 (%)	18.22	22.24	20.67	18.23	19.23
自己資本利益率 (%)	14.87	10.76	4.34	1.99	11.13
株価収益率 (倍)	-	-	119.04	11.44	23.17
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	183 (-)	211 (-)	248 (-)	241 (-)	280 (30)
株主総利回り (比較指標：東証グロ ース指数) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	28.3 (93.9)	69.5 (90.2)
最高株価 (円)	-	-	2,500	1,930	1,277
最低株価 (円)	-	-	1,617	417	302

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
2. 第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 当社株式は2021年12月22日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第11期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 第9期及び第10期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 臨時雇用者数が、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 第10期において第9期の誤謬の訂正を行い、当該過年度の誤謬の訂正による累積的影響額を第10期の計算書類における期首の純資産額に反映させた結果、誤謬の訂正による修正再表示を反映している第9期及び第10期の財務諸表の数値と定時株主総会において承認された計算書類の数値が一部異なっております。
7. 2021年12月22日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第9期から第11期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
8. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2021年12月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第12期の期首から適用しており、第12期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
10. 第13期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために、第9期から第12期についても百万円単位で表示しております。

2 【沿革】

- 2012年1月 東京都港区赤坂にリニューアブル・ジャパン株式会社を設立
- 2016年2月 インフラファンドの投資運用事業を目的として、東京都港区虎ノ門にアールジェイ・インベストメント株式会社を設立
- 2017年3月 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人が、株式会社東京証券取引所インフラファンド市場に上場
- 2017年8月 東急不動産株式会社と再生可能エネルギー事業領域における資本業務提携契約を締結
- 2018年11月 小売電気事業者である株式会社みらい電力の株式を取得
- 2021年12月 東京証券取引所マザーズに株式を上場
- 2022年4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、マザーズ市場からグロース市場に移行
- 2022年6月 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人を子会社化
- 2022年9月 海外事業としてスペイン王国に進出
初の海外案件となる太陽光発電所を取得
- 2023年9月 東急不動産株式会社と南欧における共同出資協定を締結

3【事業の内容】

当社グループは、開発、EPC（設計／調達／建設）、資金調達・案件売却、アセットマネジメント（以下、AMといいます。）、オペレーション&メンテナンス（以下、O&Mといいます。）発電・売電の再生可能エネルギーに関する事業全般を一貫通貫で提供しております。

当社グループは、再生可能エネルギー発電所を開発し、当社（当社が匿名組合出資を行う合同会社等を含みます。）が保有し発電事業による売電収入を得るとともに、当社が投資家を募り組成する私募ファンド（以下「私募ファンド」といいます。）等に売却することで、AM業務及びO&M業務を受託するビジネスモデルを構築しています。

当社グループは2023年12月31日現在において、再生可能エネルギー事業の単一セグメントとなっており、連結子会社24社・持分法適用関連会社4社を中心に構成されております。

開発

当社グループは当社の地域拠点を活用することで、地域に根差した情報収集力を発揮して開発案件の情報を収集しています。具体的には地権者、地方公共団体、金融機関や機関投資家等から再生可能エネルギー発電所候補地に関する情報を得たのち、土地の広さや形状、日射量等様々なデータを確認し、再生可能エネルギー発電所としての適性や電力会社への効率的な接続の可能性等を検証しています。

事業性の検討段階では様々なデータに基づき、具体的な収益予想、開発コストの最適化、投資シミュレーション等、候補地に再生可能エネルギー発電所を建設した場合の事業性の分析を行っています。さらに実地調査を行い、開発を妨げる様々なリスクを検証し、事業性に適うと判断したプロジェクトについては、基本計画を立て、関係各省庁、地方公共団体や電力会社等と具体的な協議を行い、必要な許認可の申請を行うとともに、地域と円滑なコミュニケーションを取れるような体制を構築しています。当社は、地方公共団体等が保有する山林等遊休地の利活用による地域振興と雇用拡大、再生可能エネルギーの普及・啓発等を目的とした立地協定を複数の地方公共団体と締結しています。また、地域拠点を設置し、発電所の安定的な運営、維持・管理を行っております。また、海外における発電所の開発/取得も実施しており、南欧を中心とした地域において事業を展開しております。当社の案件開発/取得の実績は、2023年12月31日現在、設備容量合計925.2MW（売却済みの発電所を含みます。）となっています。

EPC（設計／調達／建設）

当社は、特定建設業の許可を取得しており、EPCの実績及びノウハウを豊富に有しています。EPC事業とは、再生可能エネルギー発電設備の設計（Engineering）、再生可能エネルギー発電設備の工事部材調達（Procurement）及び再生可能エネルギー発電設備の建設（Construction）を行う事業をいいます。当社は、発電設備の設計、部材の調達、協力企業の選定・調整、建設期間中の進捗・品質管理を独自で行うための体制を整えています。当社のEPC事業の実績は、2023年12月31日現在、設備容量合計46.1MWとなっております。

資金調達・案件売却

当社グループは、当社グループが開発した発電所又は取得した発電所の一部を、私募ファンド等に売却することで売却収益を得ています。また、当社は第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業の登録を受けており、再生可能エネルギー発電所の開発のフェーズ毎のリスクや資金調達マーケットの状況に応じて、自己資金や借入れのみならず、投資家を募り私募ファンドの組成等を含む多様な手法による資金調達・案件売却を行っております。

再生可能エネルギー発電事業を行うための資金調達として、従来型のプロジェクトファイナンス（ノンリコースローン）や、メザニンファイナンスに加えて、再生可能エネルギープロジェクトボンドを発行し、資本市場から開発資金を調達しています。当社は2017年から合計13件、1,284億円のプロジェクトボンドを発行しております。また2019年以降は、株式会社格付投資情報センターよりグリーンボンド格付の中で5段階中最上位の評価であるGA1を取得し、資本市場に対してグリーン投資機会を提供しております。また、2017年度から2023年度における当社のプロジェクトボンドの発行シェア（金額ベース）は34%で第1位となっています（出典：日本証券業協会「証券化市場の動向調査」より当社集計）。

AM

当社グループは、再生可能エネルギー発電所の保有形態として、自社で直接保有する他、SPCにて保有する場合があります。その場合、当社は、SPCが保有する再生可能エネルギー発電所の管理運営、収支管理、レポート作成、その他事務手続等のAM業務を行っています。更にSPCのAM業務に加え、当社が組成した私募ファンド及び上場インフラファンドのAM業務も受託しております。当社グループのAM業務の受託発電所は、2023年12月31日現在、設備容量合計757.5MWとなっております。

O&M

全国の地域拠点を活用し、再生可能エネルギー発電所の運転開始後の管理運営等のO&M業務を行っています。当社では、基本的には再生可能エネルギー発電所を開発した地域に地域拠点を設置し、地元出身の社員が常駐することにより、再生可能エネルギー発電所のO&M業務を実施しております。

O&M業務は、運転状況の確認や巡視、稼働実績の報告、草刈り、法令等で定められた申請・報告等を実施しており、また事故等発生時の緊急対応・関係者への連絡等を実施しております。これらの業務に関しては、地域と円滑なコミュニケーションをとれる体制を構築することにより、適切に業務を行っています。全国の地域拠点と開発業務やEPC業務における知見を活用し、コスト削減とクオリティ向上に努めることで、当社グループ以外からO&M業務を受託している実績もあります。

当社におけるO&M業務の受託発電所は、2023年12月31日現在、設備容量合計は1,921MWとなっております。うち、当社グループ以外からの設備容量合計は1,233MWとなっております。

発電・売電

当社グループが所有している再生可能エネルギー発電所が発電した電力は、主に固定価格買取制度（以下「FIT制度」といいます。）に基づき、一般送配電事業者等へ売電しています。FIT制度は、太陽光発電等再生可能エネルギー電源で発電した電気を国が定める期間、固定価格で一般送配電事業者等が買い取ることを義務付ける制度です。このため、FIT制度に基づく再生可能エネルギー発電事業は長期的に安定した収益が見込まれます。

また、FIT制度によらない相対契約での売電事業や、JPX（一般社団法人 日本卸電力取引所）における売電事業を実施しております。2023年12月31日時点で、稼働済みの発電所のネット設備容量（注）は、国内が317.8MW、海外が49.1MWです。

(注)ネット設備容量は、設備容量に当社グループの持分割合を乗じたものです。

< 事業系統図 >

当社グループに所属する各社の役割は、以下のとおりです。

当社（リニューアブル・ジャパン株式会社）

当社が設立あるいは他社から譲受したSPC(注)に帰属する再生可能エネルギー発電所の開発・運営の実行主体であり、事業用土地の仕入・造成、発電所の設計・調達・建設、運営、資金調達のアレンジメント等を行っております。

アールジェイ・インベストメント株式会社

金融商品取引法上の金融商品取引業者として、投資運用業務を主たる事業としています。

その他関係会社（事業用SPC）

当社は関係会社として、再生可能エネルギー発電所の開発案件毎にSPC(注)を設立している場合があり、当該SPCは事業者として金融機関からの資金調達やEPC事業者との工事契約締結等を行い、再生可能エネルギー発電所を建設、運営することを主たる事業としています。

(注) SPC (Special Purpose Company) とは、特別目的会社のことをいい、企業が不動産など特定の資産を当該企業の信用リスクから切り離し、その特定の資産やプロジェクトのためだけに作られる会社です。当社の場合、再生可能エネルギー発電所を開発又は取得する場合にSPCを設立する場合があります。SPCが保有する資産やプロジェクトから生じるキャッシュ・フローを前提に、金融機関からの借入に限らず、プロジェクトボンドを発行するなど、多様な資金調達が可能となる等のメリットがあります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (注) 2	関係内容
(連結子会社)					
アールジェイ・インベストメント株式会社	東京都港区	100	再生可能 エネルギー事業	100.0%	役員の兼任あり。
日本再生可能 エネルギーオペレーター 匿名組合事業 (注) 3	東京都港区	-	再生可能 エネルギー事業	100.0%	当社グループとアセットマ ネジメント契約を締結して いる。 当社と発電所運営管理契約 を締結している。
多治見北小木 匿名組合事業	東京都港区	-	再生可能 エネルギー事業	100.0%	当社グループとアセットマ ネジメント契約を締結して いる。 当社と発電所運営管理契約 を締結している。
一関大東匿名組合事業	東京都港区	-	再生可能 エネルギー事業	100.0%	当社グループとアセットマ ネジメント契約を締結して いる。 当社と発電所運営管理契約 を締結している。
合同会社RJエネルギー 新潟阿賀野(注) 4	東京都港区	0	再生可能 エネルギー事業	51.0%	当社グループとアセットマ ネジメント契約を締結して いる。 当社と発電所運営管理契約 を締結している。
日本再生可能エネルギー インフラ投資法人 (注) 3	東京都港区	17,269	再生可能 エネルギー事業	100.0%	-
RJ EURODEVELOPMENT, S.L. (注) 3	スペイン王国	0	再生可能 エネルギー事業	100.0%	-
合同会社RJO (注) 4、5	大阪府大阪市	0	再生可能 エネルギー事業	100.0%	当社とアセットマネジメン ト契約を締結している。
他16社					
(持分法適用関連会社)					
ルーフエナジー 匿名組合事業	東京都港区	-	再生可能 エネルギー事業	40.0%	当社とアセットマネジメン ト契約を締結している。
他3社					

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (注) 2	関係内容
(その他の関係会社)					
東急不動産 ホールディングス 株式会社(注) 7	東京都渋谷区	77,562	グループ 経営管理事業	被所有 16.38% (16.38%)	-
東急不動産株式会社	東京都渋谷区	57,551	都市事業 住宅事業 ウェルネス事業 インフラ・イン ダストリ 事業 海外事業 不動産ソリュー ション	被所有 16.38%	役員の兼任あり。

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄において、セグメントの名称を記載しております。

2. 「議決権の所有割合」欄において、株式会社については議決権の所有割合、合同会社及び匿名組合事業については出資割合を記載しております。また、()内は、間接出資割合で内数であります。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 当社と匿名組合契約を締結しております。

5. 当連結会計年度における連結売上高に占める売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の割合が10%を超えている連結子会社の主要な損益情報等は次のとおりです。

合同会社RJ0

売上高 6,815百万円

経常利益 149百万円

当期純利益 145百万円

純資産額 143百万円

総資産額 1,167百万円

6. 合同会社リープエナジー他3社は重要性が増したことから連結の範囲に含め、合同会社HIGASHIKUNOGAHARA SOLAR他4社は清算等に伴い、連結の範囲から除外しております。

7. 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数
再生可能エネルギー事業	297 (30)
合計	297 (30)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 当社の事業は、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2023年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
280 (30)	46.6	3.1	6,550,049

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 当社の事業は、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 提出会社の管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
		全労働者	社員	契約社員
8.8	25.0	75.5	75.5	59.0

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

(4) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりである。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、代表取締役社長 眞邊勝仁が、2011年3月11日に発生した東日本大震災の際に被災地を訪れ、太陽光で稼働する浄水設備を届けたことをきっかけに、2012年に創業いたしました。当社グループは「持続可能なエネルギーを届け、生き生きと暮らせる未来を実現します」というビジョンの下、これを実現するために以下の3つのミッションを掲げて事業を行っております。

- クオリティの高い再生可能エネルギー発電所をつくり、安全に運営します
- 金融のノウハウを活かし、再生可能エネルギーをひろげます
- 再生可能エネルギーで地域社会を元気にします

(2) 経営環境

再生可能エネルギー事業を取り巻く状況

当社グループが位置する再生可能エネルギー事業は、気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」の締結を契機に脱炭素化に向けた取組みが世界的な潮流となっており、日本を含む150ヶ国以上の国がカーボンニュートラルを表明しております。日本においては、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとし、カーボンニュートラルの実現を目指すこと、そのために、省エネルギーを徹底し再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、規制改革等の政策を総動員しグリーン投資の更なる普及を進めること等が宣言されました。また、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において、2030年度の再生可能エネルギーの電源構成の占める割合は、従来の第5次エネルギー基本計画の22～24%から36～38%へと1.5倍以上に引き上げられました。

再生可能エネルギー導入に対する政府の支援姿勢は継続しており、今後も再生可能エネルギー市場はより一層拡大していく見通しです。

再生可能エネルギーにおける太陽光発電の市場規模

日本国内における太陽光発電の市場規模は、資源エネルギー庁「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた検討」及び「第6次エネルギー基本計画」によると、日本の太陽光発電導入量は、2019年度の55.8GWから2030年度には103.5～117.6GWとなる見込みであり、2019年度の導入量の約2倍の市場に拡大する見込みです。また、これまで太陽光発電所の開発はFIT制度に基づき開発されてまいりましたが、今後はFIP制度（Feed in Premium制度）に基づく開発及びNon-FIT開発が中心になってきます。

FIT制度による再生可能エネルギーの導入拡大とFIP制度・Non-FITへの移行

FIT制度は、日本のエネルギー自給率が低水準であること及び温室効果ガスの削減を主たる目的として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）に基づき2012年7月より開始しました。FIT制度は、太陽光発電等再生可能エネルギー電源で発電した電気を国が定める期間、固定価格で送配電事業者が買い取ることを義務付ける制度です。FIT制度は長期的に安定した収益が得られるため、主に太陽光発電所を中心に急速に拡大しました。一方で、FIT制度に基づく再生可能エネルギーによる発電の普及が進むにつれ電力の買取も増加し、国民負担となる再エネ賦課金が大きくなってきました。そこで、2022年4月1日より施行された「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（以下「エネルギー供給強靱化法」といいます。）」では、FIT制度に加え、新たに市場価格にプレミアムを上乗せして交付する制度であるFIP制度が創設されました。FIP制度は、再生可能エネルギーのFIT制度からの自立化、卸電力取引市場への統合、国民負担の抑制を図ることを主たる目的としています。

また、「Non-FIT」による再生可能エネルギーの普及も期待されており、Non-FITの場合は、発電した電力を電力卸市場にて取引することや相対で買取価格・契約期間を決めることができます。当社グループは、FIT制度に依存しない再生可能エネルギー電源の普及・拡大に向け、相対契約での売電事業や、JPEX（一般社団法人 日本卸電力取引所）における売電事業を実施しております。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

事業領域の拡大への取り組み

当社グループは、再生可能エネルギー発電所のデベロッパーとして、太陽光発電所を中心として、水力発電所や風力発電所の開発を行っております。また、再生可能エネルギー発電所の開発にとどまらず、蓄電池の活用などの検討を積極的に進めております。

また、スペイン王国において現地法人を設立し、南欧を中心とした地域において海外における発電所の開発/取得も実施しております。

当社グループは、多様な再生可能エネルギー発電所の開発、蓄電池などの新技術の活用、海外展開等により事業領域の拡大に努めてまいります。

循環モデルによる事業拡大

当社グループの収益構造は、安定的な積み上げが期待できる売電事業及び発電所運営管理事業からのストック収益と、発電所の売却収入等のフロー収益から構成されております。

開発した発電所を自社保有して安定的な売電収入を得ることに加え、発電所の一部を私募ファンド等に売却することでバランスシートをコントロールしつつ、その売却収入を再投資資金として新たな開発を行う循環モデルにより成長を加速させてまいります。加えて、売却先ファンドのAM業務や、O&M業務を受託することで、安定的なストック収益を確保していきます。また、O&M事業については、外部受注の拡大を進め、更なる成長を目指してまいります。

Non-FITへの対応

当社グループは、従来、固定買取価格制度（以下、FIT）の認定を受けた再生可能エネルギー発電所の開発及び保有により事業の拡大を進めてまいりましたが、将来においては、電力をエンドユーザーや卸売市場へ相対で売却（以下、Non-FIT）するような形に移行するものと考えております。

そのようなNon-FIT時代において、当社グループの再生可能エネルギー事業の収益性を維持するためには、発電所開発コストの低減が必要となります。

開発コストのうち、造成コストについては、ゴルフ場の活用、屋根上への設置、遊休地の活用など、造成を伴わない開発案件の検討を進めております。

EPCコストについては、より低コストで高品質な発電所建設を目指し、建設の初期段階である設計時から費用削減の意識を高めて、最終的な発電所建設コストの低減に努めております。

開発コストの他、発電所完成後のランニング・コストについても低減する施策を検討しております。

地域との共存・共生

地域との共存・共生について、当社グループの地方における開発事業及びO&M事業の拠点は、年々増加しており、当連結会計年度末時点において全国30か所となりました。また、その事務所のある地域の方々の雇用に加えて、地域住民、地方公共団体及び地域の企業などと連携し事業展開することにより地方の活性化に貢献しております。

また、当社では書籍の寄贈や住民を招いての環境勉強会など開催しておりますが、そういった取り組みが、当社の事業創出の機会にもつながると考えております。

今後も、このような活動を積極的に増やし、地方の活性化に貢献してまいります。

財務体質の強化

当社グループは、再生エネルギー発電所にかかる開発資金を、金融機関からの借入等により調達しています。今後は、営業活動によるキャッシュ・フローの拡大から生み出される余剰資金及び財務活動による増資等により、有利子負債依存度の改善を進め、財務体質の強化に努める方針です。

(4) 目標とする経営指標

当社グループは、多額の設備投資を必要とする発電事業の割合が高まっており、減価償却費等の割合が大きくなっております。減価償却費等の一過性の償却負担に過度に左右されることなく、株式価値の向上を目指すことが重要と認識していることから、EBITDAを目標とする経営指標としております。

(注) EBITDA=経常利益+支払利息+支払手数料+減価償却費+のれん償却額+その他償却(EBITDAは、会計監査又は四半期レビューを受けておりません)

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

当社は、再生可能エネルギーを普及・拡大させることで、重要な社会インフラであるエネルギーの安定供給を実現すること、地域社会を元気にすること、そして世界の共通課題である気候変動への対応に向けてCO2削減に貢献することを掲げ、再生可能エネルギー事業に取り組んでおります。

サステナビリティに関しましては、下記の「サステナビリティ基本方針」を定めております。

サステナビリティ基本方針<https://www.rn-j.com/sustainability/rj/>

リニューアブル・ジャパンは、企業理念の実践を通じて、持続的な社会の形成に貢献します。

- ・再生可能エネルギーの普及に努め、気候変動をはじめとした社会課題を解決します。
- ・地域社会をはじめとしたステークホルダーとの関係を重視し、強固な信頼を築きます。
- ・国際ルール・法令を遵守するとともに、公平・公正かつ透明性の高い経営を行います。

当社は、取締役会においてサステナビリティに関する考え方及び各種方針を定め、サステナビリティに関する取組事例と合わせて企業サイト上で公開しております。

サステナビリティページ<https://www.rn-j.com/sustainability/>

(1) ガバナンス

当社はコーポレート・ガバナンスの一環として、人的資本をはじめとするサステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するためのガバナンス体制を整備しております。

気候変動問題及び人的資本等のサステナビリティ関連のリスク及び機会については、社長室及び人事・IT部にて検討し代表取締役社長に提言するとともに、適宜社外取締役にも説明を行っております。また、各案件に係るサステナビリティ関連のリスク及び機会については、個々のビジネスジャッジの中で、当社の定める決裁基準に基づき適正に報告・判断しております。

(2) 戦略

サステナビリティについては、2023年1月に策定した中期経営計画により、国内での発電所開発、海外での発電所開発、及び国内O&Mを柱に再生可能エネルギー事業を拡大し、その機会に対応するとともに、脱炭素社会に貢献してまいります。

また、当社は「環境基本方針」及び「調達基本方針」を定め、自社に加えサプライヤー各社に対しても、エネルギー・資源の効率的使用及び廃棄物の削減等、環境への配慮を呼び掛けており、リスクに対応してまいります。

環境基本方針<https://www.rn-j.com/sustainability/environment/>

調達基本方針<https://www.rn-j.com/sustainability/social/>

人的資本については、変化し続ける市場環境に対応し迅速に事業成長できる組織へ対応できるように、性別、国籍を問わず様々な経験を持つ人材を活用していく方針の下、人材の育成及び採用を行っております。具体的には、社員のスキル向上及び自律的なキャリア構築の支援を目指し、様々な資格取得支援制度を整備しております。加えて、再生可能エネルギーの普及に伴う電気主任技術者不足解消を目的に、社内教育制度である「RJアカデミー」を開始し、社内人材の育成及びスキルアップに努めております。

また、当社は、社員が心身ともに健康で個性や能力を最大限に発揮することが組織活性化と企業成長につながると考えており、社員の健康を保持・増進するという「健康経営」を職場環境整備の柱としております。具体的には、毎年度社員サーベイを実施して意見を収集し、継続的な職場改善及び風土改革に取り組んでおります。

RJアカデミー<https://www.rn-j.com/news/business/2023/0227.pdf>

健康経営<https://www.rn-j.com/sustainability/social/>

(3) リスク管理

当社は、グループ全体のリスク管理に関する統括機関であるRJグループリスク・コンプライアンス委員会において、サステナビリティ関連のリスク及び機会を含むリスク対応を協議する体制を構築しております。事業活動上の重大なリスクが発生した場合には、RJグループリスク・コンプライアンス委員会に対して報告を行い、対策について協議するプロセスを構築しております。

RJグループリスク・コンプライアンス委員会の体制は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりです。

(4) 指標及び目標

サステナビリティに関する指標及び目標としては、再生可能エネルギー事業を引き続き推進していくことにより温室効果ガス削減に貢献してまいります。

GHG排出削減貢献量（単位：t-CO2）

実績（当連結会計年度）	164,642
目標（2024年12月期から2026年12月期の累積）	522,818

2023年12月期GHG排出量（単位：t-CO2）

Scope1	Scope2	合計
228.3	261.8	490.1

（注）Scope1、2は提出会社の数値になります。

人的資本に関する指標及び目標としては、2026年度までに、労働者に占める女性労働者の割合を25%（当事業年度20.1%）、管理職に占める女性労働者の割合を12%（同8.8%）、有給休暇の取得率を70%（同62.5%）としており、社内環境整備に努めてまいります。

（注）連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、人的資本に関する指標及び目標は提出会社の数値としております。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅したものではありません。

（1）太陽光発電に関するリスク

運転開始済みの太陽光発電所について

太陽光発電における発電量は「日射量」に比例するところ、当社グループでは事前の日射量シミュレーションを実施していますが、かかる日射量は当社グループによるコントロールが及ぶ事象ではありません。国内においては、日射量の多い春季から秋季にかけての全国的な長期間の悪天候、新しい建物の建築や樹木の成長等による周辺環境の変化、また、降灰・粉じん・黄砂・ガス等による直達光・散乱光の減少さらに冬季にかけての降雪等により、当社グループの太陽光発電所が設置された地域における日射量が低下し、これにより当社グループの太陽光発電における年間総発電量が想定より減少した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。加えて、上記のような事象が発生した場合にこれに対応するための補修や追加設備の導入等に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなる場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

開発中の太陽光発電所について

当社グループは、太陽光発電所の開発に関して、EPC事業者との間で資材調達及び工事の諸条件を定めた契約を締結します。当該契約は、原則として綿密な設計計画を作成した上で合意・締結された固定金額の工事請負契約です。しかしながら、EPC事業者との契約範囲外の事由により、設計当初に想定しなかった追加工事が発生した場合や、天災、感染症等の不可抗力事由の発生により事業計画に遅延が生じた場合、又は発注先のEPC事業者の信用悪化事由の発生等により工事期間に影響が生じる場合には、工事請負契約の金額が増加したり、運転開始時期が遅延することにより当初の予定どおりに売上を上げることができなくなったり、FIT売電期間が短縮化する可能性があり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

認定取得済みの太陽光発電所について

太陽光発電所の着工に至るためには、地権者との交渉及び調整並びに関係省庁・自治体からの許認可の取得及び関係省庁・自治体への届出等が必要です。当社グループが手掛ける太陽光発電所の発電規模は相対的に大きいと、開発には一定の期間が必要となります。当社グループは、地権者、関係省庁・自治体と十分な調整を図り事業を進めておりますが、一定期間を過ぎても合理的な理由なく開発を進捗できず、管轄省庁の聴取に対して合理的な説明を行うことができない場合には、管轄省庁の判断にて既取得の事業計画認定が取り消される可能性があります。

入札中の太陽光発電所について

当連結会計年度末現在、新規の事業計画認定取得は原則として入札制度となっており、他社との競合により当社グループが開発を予定していた発電所について落札できず事業計画認定が取得できなかった場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) その他太陽光発電以外の電源に関するリスク

当社グループは、太陽光発電の他再生可能エネルギー電源の多様化を目的として、今後水力発電所及び風力発電所など太陽光発電以外の電源の開発にも着手しており、今後も更に拡大していくことを検討してまいります。水力発電及び風力発電等においても、関係省庁・自治体からの各種許認可の取得が必要になることに加え、環境アセスメントや地権者との十分な調整を図る必要があります。

当社グループは、開発シミュレーションを含む事前の十分な調査、地域や行政との十分な連携を図り、事業計画に遅延が生じないように対応しておりますが、環境アセスメントや地権者との調整において、当初予定していた期間を超過する場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これらの発電所の発電量は、水量や風況等に左右されます。当社グループは事前にシミュレーションを実施していますが、これらの水量や風況等は当社グループによるコントロールが及ぶ事象ではありません。

これらの水量や風況等が低下し、年間総発電量が想定より減少した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。これにより当社グループの想定外の事象が発生し、これらに対応するための補修や追加設備の導入等に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなる場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。加えて、上記のような事象やその他想定外の事象が発生し、これに対応するための補修や追加設備の導入等に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなる場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) エネルギーに関する国内外の施策及び各種法令の変更リスク

当社グループの主要事業である再生可能エネルギー事業においては、FIT制度に基づいた一般送配電事業者又は小売電気事業者等の購入者との契約により、長期間にわたる買取期間において固定価格で再生可能エネルギー電源からの電力供給を行っていますが、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るため、再エネ特措法が2017年4月1日に施行されたことに加え、2020年6月には、再エネ特措法の改正を含む、「エネルギー供給強靱化法」が成立し、2022年4月1日より施行されました。

また、当社グループが海外で事業を実施するにあたっては、事業を実施する国や地域における法令・制度に従う必要があります。

このような各国政府のエネルギーに関する施策の変更及び各種法令の改定が行われ、当社グループが、新制度に適時かつ適切に対応できない場合、又はこれに対応するためのコストや負担が増加した場合には当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) FIP制度に関する売電収入変動リスク

エネルギー供給強靱化法の施行により、FIT制度に加え、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付するFIP制度が創設され、当該制度においては電力市場における需要量に応じて売電収入が変動することになります。FIP制度への移行後において電力市場における需要量が当社グループの想定よりも少なかった場合等には当社グループは想定どおりの売電収入を得ることができず、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 出力制御に関するリスク

我が国の電力市場においては、年間のうち電力需要が小さい時期・時間帯において、火力発電及びバイオマス発電の抑制、地域間連系線を活用した他エリアへの送電等を行い、それでもなお発電量が需要量を上回る場合には太陽光発電及び風力発電の制御が行われ、その次に水力発電の制御が行われます。なお、需給バランスの調整のための太陽光発電及び風力発電に関する出力制御は、2021年4月1日以降に新規に接続を申し込む事業について、全国で無制限・無補償ルールが適用されます。また、電力会社による系統工事等に伴い、上記出力制御とは別に計画停電がなされることがあります。2018年10月、国内で初めて九州本土で離島を除く広域での出力制御が実施されました。九州本土における出力制御は、現在も継続して実施されています。

当社は、出力制御の実施予測についてシミュレーション分析を行った上で事業化の可否を判断していますが、かかる分析の結果、事業化を断念せざるを得なくなった場合又は事業化に成功した場合であっても想定を上回る出力制御が実施されることにより想定した売電収入を得られなかった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 事業環境に関するリスク

太陽光発電事業は、FIT制度の導入によって大量の事業者が市場に参入しましたが、買取価格の段階的引き下げに伴い、事業者の淘汰が進んでいます。当社は、このような厳しい事業環境のなかでも従来どおり開発案件の増強に努めるため、全国各地の地方公共団体、地域金融機関、地元の建設会社等とのネットワークを活用し、効率的に開発案件を発掘する体制を構築していますが、今後は、平坦地で造成コストが低く、開発コストが相対的に安価となる土地を発掘・取得することが徐々に困難になる可能性が考えられ、開発に適した土地が入手できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、開発事業の他、事業拡大の手段として、他の発電事業者等から稼働済みの太陽光発電事業の事業譲受を進めています。事業譲受は、直ちに売電収入が望めるという利点があるものの、デューデリジェンスによる正確な収益評価が重要になります。そのため収益評価の正確性が不十分な場合は、当社が期待する収益が計上されずに当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 系統連系に関するリスク

FIT制度の導入により太陽光発電事業が急拡大し、一部の電力事業者において、太陽光発電所による電力供給が系統内の電力需要量を上回り電力設備・接続条件が上限に到達したために、系統連系への接続遅延及び接続見合わせが発生しています。当社グループが開発を予定している太陽光発電所について、当初のスケジュールでの系統連系への接続が行われずに遅延、保留が発生し、その影響を受けて売電開始時期が遅延した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 事業計画認定に関するリスク

当社グループの再生可能エネルギー発電事業においては、FIT制度に基づいた「事業計画認定」を取得しています。しかし、FIT制度の規定に違反する等、認定された事業計画どおりに事業を実施していない場合や、認定時の基準に適合しなくなったと経済産業大臣が認めた場合には、当該認定は取り消されることがあります。当社グループとしては、発電を既に開始した発電設備の「事業計画認定」を取り消される可能性は相当程度限定的と考えていますが、取り消された場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 法令の遵守に関するリスク

当社グループは、事業運営において「建設業法」「建築基準法」「再エネ特措法」「電気事業法」「電気工事士法」「電気工事業の業務の適正化に関する法律」「宅地建物取引業法」等の法規制を受けており、特にEPC事業に関して特定建設業の許可を受けています。また、当社は、主に金融機関（以下「レンダー」といいます。）や機関投資家等の特定投資家（以下「投資家等」といいます。）に対する開発事業への匿名組合出資や集団投資スキームの私募の取扱業務等に関して、第二種金融商品取引業及び助言代理業の登録を受けており、「金融商品取引法」及び「犯罪収益移転防止法」を遵守する必要があります。当社は役職員の入社時及び継続的なコンプライアンス研修の実施により、役職員のコンプライアンス意識の強化・向上に努めていますが、役職員がその法令を十分に理解せずに業務を遂行した場合は、法令違反による罰則の対象となったり、許可・登録の取消等が行われたりすることで、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(10) 自然災害・天候等に関するリスク

太陽光発電所をはじめとした再生可能エネルギー発電所は、山林を伐採し、造成を行い、適切な土地の形状にし、開発を行う場合があります。当社グループは、発電所開発時に詳細なデューデリジェンスを実施しておりますが、台風、豪雨あるいは地震といった自然災害が整地、造成された土地の崩落や太陽光発電所に設置された設備や機器の損傷、故障を引き起こし、期待された売電量を確保できずに当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社は開発の進捗に応じて開発報酬を売上計上しています。したがって、自然災害等により、開発進捗が遅延した場合、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは太陽光発電所開発を全国で展開しており、局所的な自然災害等の影響を最小化できると考えていますが、過度の積雪や降灰といった自然災害だけでなく、天候不順により太陽光発電所のパフォーマンスが十分に発揮されない場合、火災や停電、テロ行為、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの感染等により、発電所設備や遠隔監視システム等が正常に稼働しなくなった場合のほか、感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。）により社会機能の障害が発生した場合、戦争、武装紛争等の人的災害、送電障害等の主要な社会的インフラ障害等が発生した場合には、当社グループの発電所について適切な管理やメンテナンスができなかったり、長期間の操業停止や発電所設備の大規模な修繕が必要となったりすることで、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(11) 特定事業への依存に関するリスク

当社グループは、再生可能エネルギー事業を主な事業とする単一セグメントであり、そのなかでも太陽光発電所の開発に経営資源を集中させています。今後は、例えば太陽光発電以外の再生可能エネルギー（風力発電やバイオマス発電）発電所の開発や、小売電気事業といった新たな事業を育成し、収益力の拡大とともに事業の分散を図ることを検討していますが、事業環境の変化により、太陽光発電所の開発事業が縮小しその変化へ適切な対応ができない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(12) 外注業者及び外注管理に関するリスク

再生可能エネルギー発電所の開発にあたり、測量や造成工事及びEPC工事等を外注業者に発注する場合があります。この場合、建築資材の価格や工事労務費の高騰により工事請負金額が上昇した場合には、開発コストが上昇する可能性があります。また、外注業者の信用情報の収集に努めていますが、外注業者が経営破綻した場合、工事遅延や請負契約の不履行等が発生する可能性があります。また、将来における外注業者が請け負うべき保証責任が履行されない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

外注業者への工事発注については、測量や造成工事及びEPC工事等、工事毎に直接見積取得を行っています。工事毎に見積もりを取得するのは、適正な競争が行われること、また各業者と直接交渉するため施工の信頼性や品質の確保等が期待できます。当社の施工業務には多数の外注業者が関わることとなりますが、開発件数の増加や開発エリアの拡大に伴い外注業者を十分に確保できない場合、又は、外注業者の経営不振や繁忙等により工期が遅延した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(13) 再生可能エネルギー発電所開発に際しての土地所有者や周辺住民との調整に関するリスク

再生可能エネルギー発電所の開発にあたっては、建設地の周辺環境に配慮し、関係する法律や自治体の条例等を遵守して開発計画を立案し、事前に土地所有者や周辺住民に対して説明会を実施しています。ただし、開発計画に対して土地所有者や周辺住民の理解が得られず調整が難航する場合があります。その場合、開発計画の変更、工事期間の延長、追加費用の発生等が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(14) 契約不適合責任に関するリスク

再生可能エネルギー発電所の開発において、当社がEPC工事を手掛ける場合、その工事請負契約において、目的物の契約不適合責任を負うことが定められています。当社は、これまでのEPC開発において得た知見の活用により契約不適合責任を負うことのないように努めておりますが、当該期間中に重大な契約不適合が認められた場合は、その修補を行う必要があるだけでなく、損害賠償金の支払いも求められる可能性があります。当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(15) 重大事故の発生に関するリスク

当社は開発工事における安全対策や品質管理には万全を期していますが、人身や施工物に関わる重大な事故が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(16) 訴訟等に関するリスク

当社グループは取引先等との紛争未然防止に努めていますが、何らかの理由により訴訟が発生する場合があります。例えば、開発工事にあたっては周辺環境への配慮を含めた安全対策や品質管理に努めていますが、訴訟により当社に損害賠償責任等が発生した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(17) 当社グループの業績に関するリスク

当社グループは、再生可能エネルギー発電所開発事業において、開発事業の進捗管理を徹底するなど発電開始時期の遅延が生じないように努めております。EPC等工事請負においては、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積もり、当該進捗率に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。このため、発電開始時期（引渡時期）の偏りや同時期が期末を超えて遅延した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

再生可能エネルギー発電所の取得においては、主に匿名組合出資を通じ、リスクを出資額に限定しながら再生可能エネルギー発電所の取得を行っており、取得した物件の売却の決済時に引渡しとともに売上高を計上していますが、取得した物件の売却が予定どおりに進まなかった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(18) 開発プロセスの進捗に伴う開発報酬に関するリスク

当社グループにおける再生可能エネルギー発電所の開発事業においては、地権者との協定書締結、各種許認可取得、エンジニアリング、ファイナンスの組成、建設管理といったプロセスがあります。当社は、再生可能エネルギー発電所を所有するSPCに対して、再生可能エネルギー発電所設立に係る重要な許認可の取得、エンジニアリング、土地確保及びファイナンス関連契約の締結に係る開発支援等の業務を提供しており、開発支援に係る役務の提供完了をもって、SPCから開発報酬を受領する場合があります。開発報酬の計上金額は、各連結会計年度における新規発電所に係る開発支援業務完了の有無又はその規模・件数により変動します。そのため、開発報酬の計上の時期により売上収益及び利益は増減する傾向にあります。

当社は、開発段階におけるSPCに対する匿名組合出資持分が持分法適用会社である場合は、当該開発報酬は当社の未実現利益を控除した金額を売上計上します。開発報酬を計上したものの、開発報酬を受領する前に何らかの事由により開発が中止された場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが推進する再生可能エネルギー発電所の開発スケジュールの遅延が生じた場合には、開発報酬の計上時期も遅延することとなり、当該連結会計年度における当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 発電所売却に係る収益構造と連結財務諸表における会計処理に関するリスク

当社グループの収益構造は、フロー型収益である開発報酬、EPC報酬及び発電所売却収入と、ストック型収益である売電収入等、AM報酬及びO&M報酬から成りますが、フロー収入を構成する合同会社による発電所の売却にあたっては、連結子会社である合同会社が保有する販売用発電所について設備売却を行う場合と当社が匿名組合出資持分の売却を行う2つの売却手法があります。匿名組合出資持分の売却は、当社が売主となり、投資家は、匿名組合出資持分を取得するとともに実質的に発電所を保有する合同会社を取得するという形態となります。この場合、合同会社が借入れた借入金や、その他合同会社が有する全ての債権債務や権利義務の全てを承継することになります。発電事業者は引き続き合同会社であるため、発電事業者としての経済産業省への登録変更手続きなどは生じませんが、一方、投資家におけるデューデリジェンスは、発電設備と合同会社の両方を実施することになり、投資家は、発電設備と合同会社の両方のリスクを負うことになります。設備売却は、合同会社が売主となり、投資家は、発電設備の購入資金を自ら調達し、発電事業者としての経済産業省への登録変更手続きなども必要になります。発電設備の購入は、合同会社が有する全ての債権債務等から切り離されますので、投資家は合同会社のリスクを負うことはありません。

連結子会社である合同会社が設備売却により発電所の売却を行う場合には、発電所の売却価額総額を売上計上し、発電所の簿価が売上原価として計上される一方、当社が売主として匿名組合出資持分の売却を行う場合には、当社の匿名組合出資持分部分のみが売却価額となり、また、売却価額と簿価の差額が売上高又は売上原価として計上されます。基本的には、いずれの会計処理方法によっても親会社株主に帰属する当期純利益には影響を及ぼしませんが、当社グループがいずれの売却手法を採用するかは、投資家の判断にも拠るものであり、売却手法によって当社の連結財務諸表上の売上高に大きな差が生じます。当社グループの計画策定においては、原則として保守的に匿名組合出資持分の売却を所与として策定しておりますが、当初計画に見込んでいた売却手法と異なる売却方法を採用した場合、当社グループの売上高は大きく変動する可能性があります。

(20) 関係会社におけるスポンサーサポートに関するリスク

当社グループにおいて発電事業を運営するSPC各社は、発電所建設に際して、レンダーからの資金調達（借入金）を行います。SPCの業績悪化等、一定の条件が発生した場合には融資関連契約に従い、当社を含むSPCへの出資者はSPCに対するスポンサーサポート義務を負う場合があります。太陽光発電所に関してはプロジェクトファイナンスの組成実績が豊富であるため、一般的に融資関連契約に規定されるスポンサーサポートは他の再生可能エネルギー電源に比べると限定的となる傾向にあります。

当社グループの太陽光発電所を運営するSPC各社において、不測の事態により発電を行うことができない場合や、想定以上の悪天候が複数年連続した場合等、これらの要因により工事費の計画超過又は財務制限条項の指標の悪化等融資関連契約に定められた事象に該当したときは、当社はSPCの出資者として、一定の限度額内において追加出資等の義務を負う場合があります。また、当社が出資する太陽光発電以外のSPCにおいては、不測の事態により収益性が計画を大きく下回った場合等により、当社による追加出資が必要となる場合があります。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 東急不動産グループとの関係に関するリスク

東急不動産グループとの資本的関係について

当連結会計年度末現在、東急不動産株式会社（以下「東急不動産」といいます。）は当社株式の16.38%（2023年12月31日時点）を保有しており、同社及び同社の100%親会社である東急不動産ホールディングス株式会社（以下「東急不動産ホールディングス」といいます。）は当社のその他の関係会社となります。当社と東急不動産グループとの間における主な取引は、東急不動産の保有する太陽光発電所のAM業務及びO&M業務の受託があります。

東急不動産グループとの取引に当たっては、当社のガイドラインである「関連当事者取引ガイドライン」に則り、検討を経た上で適切に実施しております。

東急不動産ホールディングス及び東急不動産の承認等について

当社には東急不動産ホールディングス及び東急不動産の事前承認又は事前報告を必要とする取引や業務は存在しません。

東急不動産の競合関係について

東急不動産は再生可能エネルギー事業を行っており、当社グループとの間で開発用地取得や発電所の開発に際して競合関係が発生する可能性があります。また、稼働済みの発電所の取得の場面においても競合関係となる場合があります。そのため、当社グループが特定の事業候補地で事業開発を進めるにあたり、東急不動産が当該候補地を確保することや公募事業で東急不動産が採択される等により、当社グループの予定している開発を中止又は変更した場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

東急不動産との取引関係について

当社と東急不動産は、2017年8月に再生可能エネルギー事業の共同推進を目的とし、資本業務提携契約を締結し、2023年9月に南欧地域における再生可能エネルギー事業の推進に係る協定を締結いたしました。当社グループは、再生可能エネルギー発電所の開発・運営に関する国内外の事業用SPCに対して東急不動産と共同出資しています。

また、同社又は当社が出資するSPC等との間に、発電所の売買契約、O&M契約及びPJM（プロジェクトマネジメント）契約等を締結する形で取引が発生しています。

上記のとおり当社グループは東急不動産ホールディングス及び東急不動産とは資本・業務上において密接な関係があり、今後とも東急不動産ホールディングス及び東急不動産とは良好な関係を継続する所存ですが、同社の事業戦略方針の転換等により、同社との関係に変化が生じる場合には、再生可能エネルギー発電所の開発・運営に支障をきたし、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(22) 海外からの調達に伴うリスク

当社は太陽光パネルを海外から調達していますが、海外の政治・経済の情勢等により、太陽光パネルの価格の高騰や供給停止等といった事象が発生する可能性があります。例えば太陽光パネルの主要な原材料である金属シリコンは世界シェアの約8割が中国で生産されていますが、米国の中国からの金属シリコンの輸入禁止措置により価格が高騰しており、太陽光パネルの価格も影響を受ける可能性があります。今後、太陽光パネルの価格上昇や供給停止等が発生しかつ代替品の確保が困難な状況等が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(23) 半導体不足が太陽光発電事業に与える影響に関するリスク

当連結会計年度末現在、世界的に半導体不足が深刻化し太陽光発電事業にも影響が出始めており、今後、当社が調達している太陽光発電システムの主要部品であるパワーコンディショナー（発電した直流電力を交流電力に変換する機器）の生産遅延が発生する可能性があり、その動向は常に注視しておりますが、それにより開発中又は開発予定の太陽光発電所の工事が遅延する等の影響が出た場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(24) 企業統治に関するリスク

当社グループは企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと位置付けており、内部監査室による内部監査の実施や監査役監査の実施等で適切な監査体制を維持・構築しております。一方、当社グループは、取締役会設置会社及び監査役会設置会社としてガバナンス体制を構築してから日が浅いことや、急速な事業拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、事業遂行に支障をきたし、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(25) 特定経営者への依存に関するリスク

代表取締役社長である眞邊勝仁は、再生可能エネルギー業界に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定、重要な取引先との交渉、利益計画の策定・推進等、会社運営の全てにおいて重要な役割を担っています。今後、エネルギー事業の専門家等優秀な人材の採用・育成等、同人に過度に依存しない経営体制の整備を進めてまいります。何らかの事情により、同人が離職した場合、又は十分な業務執行が困難となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(26) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社グループは、役員、従業員及び取引先へのインセンティブ付与を目的として、新株予約権（以下「ストック・オプション」といいます。）を付与しており、発行済株式総数に対して2.26%（2023年12月31日時点）の潜在株式が存在しています。このストック・オプションが行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、ストック・オプションの行使により発行された当社普通株式が株式市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(27) レピュテーションに関するリスク

再生可能エネルギー業界を対象とした否定的な内容の報道、インターネット上の掲示板への書き込み等がなされ、拡散した場合に顧客や市場関係者間の評判が悪化することにより、当社グループの業務遂行及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(28) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、個人情報や取引先の機密情報を取り扱っています。これらの情報管理に万全を期するため、管理体制の構築、社内規程の整備、システム上のセキュリティ対策をはかるとともに、研修等により役職員の情報管理意識の向上に努めています。しかしながら、万一、当社グループの故意・過失、又は第三者のサイバー攻撃等により情報漏えいが発生した場合、当社グループに対する損害賠償や信用力の低下により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(29) 人権問題に関するリスク

世界的な人権に対する配慮の高まりにより、当社グループだけでなくそのサプライチェーンでの人権問題にも配慮が求められており、当社グループは内規である「行動規範」に基づき、顧客のみならず、地域社会、国際社会等からの信頼と信用の下に成り立っている事を認識し、また、グローバルレベルで社会に対する責任を負っている事を認識し行動しておりますが、当社グループ又は当社グループと取引関係にあるサプライチェーンによる人権問題への取組みが不十分とみなされた場合、当社グループにおける社会的信用の毀損が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(30) 金利変動に関するリスク

当社グループは、レンダー及び投資家等から資金調達し事業運営に取り組んでいます。レンダー及び投資家等が国債等の市場金利を投資判断の指標としている場合に、金利水準が上昇し、再生可能エネルギー発電所への貸付及び投資から得られる利回りが相対的に低下すると、資金調達が困難になり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(31) インフレに伴うリスク

当社グループが保有する大部分の再生可能エネルギー発電所は、FIT制度に基づき、固定価格により一般送配電事業者又は小売電気事業者等に対し売電しております。売電価格は固定であるため、インフレに伴い、発電所の管理運

営に係る費用が増大した場合、売電価格に転嫁できない構造となっております。インフレが進行し、費用増大が売電事業の採算を悪化させた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(32) 為替変動によるリスク

当社は、当社が100%出資する海外子会社のRJ EURODEVELOPMENT, S.L.（以下「RJE」といいます。）を通じ、海外に所在する再生可能エネルギー発電所を開発・取得しております。また、所有している発電所が発電した電力を現地の需要家（電力会社等）に売電することで、売電収入を得ております。為替変動が生じた場合、RJE及びRJEを通じて出資した発電所の出資持分について、日本円における価値が変動することで、当社の純資産額が増減するほか、売電収入についても、日本円に換算した際に為替の影響を受けることにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(33) 資金繰りに関するリスク

開発事業において、レンダー及び投資家等から資金調達する前に発生する測量調査等の諸経費は、自己資金やコーポレートローン等により調達した資金で賄っています。自己資金あるいは当社の信用力に基づくコーポレートローンの資金調達ができず、資金繰りが困難となった場合、開発事業がスケジュールどおりに進捗せず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(34) 有利子負債依存度に関するリスク

当社グループは、再生エネルギー発電所にかかる開発資金を、金融機関からの借入等により調達しています。最近2連結会計年度における、有利子負債残高、有利子負債依存度及び支払利息の推移は下表のとおりであります。

今後は、営業活動によるキャッシュ・フローの拡大から生み出される余剰資金及び財務活動による増資等により、有利子負債依存度の改善を進めるほか、プロジェクトボンドへの借換等を活用し、超長期で金利を固定化することにより、支払利息等の負担を軽減することで財務体質の強化に努める方針ですが、事業の拡大に伴い金融機関からの借入が増加し、金融情勢の変動により金利が大幅に上昇した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
有利子負債残高(百万円)	137,923	131,184
有利子負債依存度(%)	82.7	82.4
支払利息(百万円)	1,701	2,023

(注) 1. 有利子負債残高は、短期借入金、長期借入金(1年内返済予定を含む。)、ノンリコース長期借入金(1年内返済予定を含む。)、社債(1年内償還予定を含む。)及びリース債務(1年内返済予定を含む。)の合計額です。

2. 有利子負債依存度とは、総資産に占める有利子負債の比率です。

(35) 棚卸資産の評価に関するリスク

当社グループは、売却前の太陽光発電所を棚卸資産として計上しており、これらの棚卸資産として計上している太陽光発電所に関して連結会計年度末に資産の評価を行います。その結果、収益性が低下していると判断される場合には当該資産について簿価の切下げを行うことがあります。簿価の切下げが行われ、その金額が大きい場合には当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(36) 配当政策に関するリスク

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、現在当社グループは成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実に図り、財務体質の強化及び事業拡大に向けた投資に充当することで、さらなる事業拡大を実現することが株主に対する利益還元の最大化に繋がると考えており、設立以来無配となっております。将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案しながら株主への利益還元策を決定していく方針ですが、現時点において、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

（1）経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度における当社グループの事業において、国内開発事業については、自社開発及びセカンダリー双方で発電所の取得を進めた結果、稼働済み発電所の保有設備容量（設備容量に当社グループ持分割合を乗じたもの）は317.8MWとなりました。2023年8月、当社における海外3案件目となるキナノス太陽光発電所（スペイン王国、設備容量5.4MW）を、2023年9月には、東急不動産株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：星野浩明、以下「東急不動産」と）との共同出資により、マンサナレス太陽光発電所（スペイン王国、設備容量に当社グループ持分割合を乗じたもの13.9MW）を取得いたしました。2023年12月31日時点で当社が海外において保有する発電所は4件、設備容量（設備容量に当社グループ持分割合を乗じたもの）は49.1MWとなりました。

これにより、当社グループが保有する稼働済み発電所のネット設備容量（設備容量に当社グループ持分割合を乗じたもの）は、2023年12月31日時点で合計366.9MWとなりました。

2023年9月には、先述の通り、東急不動産と今後、数年を目途にスペインを中心にイタリアなど南欧地域で合計1GW（＝1,000MW）の再生可能エネルギー発電所の開発および保有を目標として、共同出資に係る協定書を締結いたしました。本締結は、再生可能エネルギーの拡大という共通目標のもと、両社が蓄積した事業ノウハウを結集し、海外でも環境に配慮したエネルギー供給の促進に貢献することを目指すとともに、東急不動産の総合ディベロッパーとしてのリソースと当社の開発から運用・管理の一気通貫体制を組み合わせ、国際的な脱炭素社会の実現に貢献することを目的としたものです。

2023年12月には当社グループが保有する太陽光発電所を計18物件約43.8MW（当社単体：15物件25.9MW、当社連結子会社：3物件17.9MW）を私募ファンドへ売却いたしました。

また、2023年4月には、松川水力発電所（山形県米沢市、設備容量965kW、商業運転開始予定日2025年7月、以下、「本発電所」）の建設工事を開始いたしました。本発電所は当社がプロジェクト立ち上げから、水力発電所を開発する初めての案件となります。

O&M事業については、外部からの受注を強化したことにより、他社からの受託が累計154件、設備容量1,233MW、総計は340件、設備容量1,921MWとなり、当社の開発事業及びO&M事業の拠点は全国30か所となりました。

また2023年2月にO&M技術者教育制度「RJアカデミー」を開校いたしました。RJアカデミーとは、再生可能エネルギー発電所のO&M(保守管理業務)を担当する技術者の教育制度であり、当社に所属する技術者の更なる技術力向上を図るとともに、次世代の技術者の育成および我が国の再生可能エネルギー普及・拡大の課題である技術者不足解決を目的としております。

当社グループは、今後も再生可能エネルギー事業の拡大を通じてCO2削減に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は33,604百万円（前期比89.7%増）、営業利益は3,591百万円（前期比178.5%増）、経常利益は2,028百万円（前期は1,360百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,088百万円（前期は1,526百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は49,996百万円となり、前連結会計年度末に比べ11,505百万円増加いたしました。主な増加要因は、販売用発電所の増加（10,449百万円）、営業投資有価証券の増加（5,012百万円）並びに現金及び預金の減少（1,040百万円）です。固定資産は109,108百万円となり、前連結会計年度末に比べ19,129百万円減少いたしました。主な減少要因は、機械装置及び運搬具の減少（16,929百万円）並びに建設仮勘定の増加（5,416百万円）です。

この結果、総資産は159,105百万円となり、前連結会計年度末に比べ7,624百万円減少いたしました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は29,178百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,318百万円増加いたしました。主な増加要因は、短期借入金の増加(3,945百万円)並びに1年内償還予定の社債の増加(1,048百万円)です。固定負債は115,797百万円となり、前連結会計年度末に比べ15,463百万円減少いたしました。主な減少要因は、ノンリコース長期借入金の減少(8,803百万円)、長期借入金の減少(2,633百万円)です。

この結果、負債合計は144,975百万円となり、前連結会計年度末に比べ9,145百万円減少いたしました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は14,129百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,520百万円増加いたしました。主な増加要因は、利益剰余金の増加(1,079百万円)、為替換算調整勘定の増加(314百万円)、非支配株主持分の増加(75百万円)です。

この結果、自己資本比率は6.7%(前連結会計年度末は5.6%)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ1,040百万円減少し、13,404百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は3,686百万円(前期比93.8%増)となりました。主な増加要因は、棚卸資産の増減額の減少(8,403百万円)、長期未払金の増減額の減少(6,202百万円)です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は3,201百万円(前期比81.7%減)となりました。主な減少要因は、連結範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出の減少(16,197百万円)、有形固定資産の取得による支出の増加(5,156百万円)です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は1,468百万円(前期は財務活動の結果得られた資金は12,101百万円)となりました。主な減少要因は、長期借入れによる収入の減少(45,365百万円)、長期借入金の返済による支出の減少(20,289百万円)です。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、受注生産を行っていないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであり、フロー型収益、ストック型収益の当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

		売上高 (百万円)	前期比 (%)	売上総利益 (百万円)	前期比 (%)
フロー型収益		17,175	778.4	3,122	221.3
ストック型収益	売電事業等	14,595	103.5	3,573	98.5
	O&M事業	2,337	117.7	1,794	133.3
	調整額	504	88.3	504	89.7
合計		33,604	189.7	7,986	137.1

(注) 1. 「フロー型収益」は、開発業務、EPC等工事請負、発電所売却および匿名組合出資持分売却による収益

であります。

2. 「ストック型収益」は、売電事業、O&M事業、AM事業、匿名組合からの分配損益および地代等による収益

であります。

3. 「調整額」は、O&M事業において連結子会社との取引消去されている収益であります。

4. 前連結会計年度においては、AM事業を独立掲記しておりましたが、当連結会計年度より、金額的重要性がないことから売電事業等に含めております。

5. 最近2連結会計年度の主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
合同会社RJソーラー3	-	-	15,656	46.6
東北電力ネットワーク株式会社	4,167	23.5	5,226	15.6
中部電力ミライズ株式会社	2,275	12.8	-	-

6. 前連結会計年度における合同会社RJソーラー3の販売実績はないため記載をしておりません。

7. 当連結会計年度における中部電力ミライズ株式会社の販売実績は総販売実績に対する割合が100分の10未満のため記載をしておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

経営成績及び財政状態の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの財政状態の分析等は「第2-4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要」に記載しております。

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比べ89.7%増加し、33,604百万円となりました。これは主に、販売用発電所の私募ファンド売却に伴う発電所売却収入の増加14,827百万円等によるものであります。当連結会計年度は安定的な積み上げが期待できる売電事業及び発電所運営管理事業からのストック収益と、発電所の売却等のフロー収益の両立を確保できたことにより売上高が増加いたしました。

(売上原価・売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度と比べ115.4%増加し、25,618百万円となりました。これは主に、発電所売却原価の増加13,285百万円等によるものであります。

以上の結果、売上総利益は、前連結会計年度と比べ37.1%増加し、7,986百万円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度と比べ3.1%減少し、4,394百万円となりました。これは主に、前連結会計年度に一時的に発生したTOB関連費用の内、外部報酬の減少320百万円等によるものであります。

以上の結果、営業利益は前連結会計年度と比べ178.5%増加し、3,591百万円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度と比べ175.7%増加し、849百万円となりました。これは主に、受取保険金の増加387百万円等によるものであります。また、営業外費用は、18.4%減少し、2,412百万円となりました。これは主に、前連結会計年度に一時的に発生したTOB関連費用を含む資金調達に伴う支払手数料の減少827百万円等によるものであります。

以上の結果、経常利益2,028百万円(前連結会計年度は経常損失1,360百万円)となりました。

(特別利益、特別損失、親会社株主に帰属する当期純損失)

当連結会計年度の特別利益は、事業整理損失引当金戻入益5百万円の計上により、5百万円となりました。特別損失は固定資産除却損の計上等により、54百万円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利1,088百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,526百万円)となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容及び資本の財源及び資金の流動性についての分析

(キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容)

当社グループの財政状態の分析等は「第2-4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要」に記載しております。

(資金の流動性に関する分析)

週次で代表取締役社長含め関係者集めた資金繰会議及び月次での資金計画等により資金管理に努めており、また、複数の金融機関と、当座貸越契約締結やコミットメントライン等の確保により、必要に応じて資金調達ができる体制を整えることで十分な流動性を確保しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、再生可能エネルギー事業を展開しております。当社グループの経営成績に影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営戦略の現状と見通し

当社グループの収益構造は、安定的な積み上げが期待できる売電事業及び発電所運営管理事業からのストック収益と、発電所の売却等のフロー収益から構成されております。

今後は、開発した発電所を自社保有して安定的な売電収入を得ることに加え、発電所の一部を私募ファンド等に売却することでバランスシートをコントロールしつつ、その売却収入を再投資資金として新たな開発を行う循環モデルにより成長を加速させてまいります。加えて、売却先ファンドのAM業務や、O&M業務を受託することで、安定的なストック収益を確保していきます。また、O&M事業については、外部受注の拡大を進め、更なる成長を目指してまいります。

経営上の目標及び達成状況の分析

当社グループは、多額の設備投資を必要とする発電事業の割合が高まっており、減価償却費等の割合が大きくなっております。減価償却費等の一過性の償却負担に過度に左右されることなく、株式価値の向上を目指すことが重要と認識していることから、EBITDAを目標とする経営指標としております。

当連結会計年度においては、発電所の運転開始及び新規取得に伴う、売上高及び減価償却費の増加等により前連結会計年度に比べ69%増加し、EBITDAは12,843百万円となりました。

今後もフロー型収益とストック型収益のバランスを取りながら、安定的なEBITDAの拡大を目指してまいります。

(注) EBITDA=経常利益+支払利息+支払手数料+減価償却費+のれん償却額+その他償却 (EBITDAは、会計監査又は四半期レビューを受けておりません)

経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、直近の太陽光発電事業に対するビジネス環境の変化に鑑みますと、当社グループを取り巻く事業環境は、厳しさを増すことが予想されております。具体的には「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5【経営上の重要な契約等】

資本業務提携契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
リニューアブル・ジャパン株式会社(当社)	東急不動産株式会社	東京都渋谷区	2017年8月10日	2017年8月10日より3年間以後、1年毎の自動更新	再生可能エネルギー発電事業の共同推進
リニューアブル・ジャパン株式会社(当社)	東急不動産株式会社	東京都渋谷区	2019年3月29日	同上	再生可能エネルギー事業の領域において業務提携の強化(上記変更契約)

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は5,637百万円で、その主なものは太陽光発電所の開発による建設仮勘定の増加によるものであります。

また、保有目的の変更により有形固定資産から販売用発電所へ17,596百万円を振り替えております。

なお、当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2023年12月31日現在

事業所 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都港区)	再生可能 エネルギー 事業	統括業務 施設等	85	6	- (-)	122	93	307	138
岩手事務所他 (岩手県一関市他)	再生可能 エネルギー 事業	発電設備 等	43	15,613	4,711 (4,197,630)	0	2,212	22,581	142

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア等の無形固定資産を含んでおります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 本社は全て賃借物件であり、年間賃借料(共益費を含む。)は152百万円であります。

(2) 国内子会社

2023年12月31日現在

会社名	事務所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
合同会社RJ エネルギー 新潟阿賀野	阿賀野発電 所(新潟県 阿賀野市)	再生可能 エネルギー 事業	発電設備 等	-	17,596	- (-)	-	-	17,596	-
一関大東匿 名組合事業	一関大東発 電所(岩手 県一関市)	再生可能 エネルギー 事業	発電設備 等	-	10,001	- (-)	-	-	10,001	-
多治見北小 木匿名組合 事業	多治見北小 木発電所 (岐阜県多 治見市)	再生可能 エネルギー 事業	発電設備 等	-	8,925	- (-)	-	-	8,925	-
SJソーラー 北海道匿名 組合事業	登別発電所 (北海道登 別市)	再生可能 エネルギー 事業	発電設備 等	-	7,374	- (-)	-	-	7,374	-

(注) 1. 帳簿価額のうち「機械装置及び運搬具」は、連結上の時価評価額を含んでおります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2024年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	29,754,180	29,872,610	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。 単元株式数は100株であ ります。
計	29,754,180	29,872,610	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権(2015年6月29日取締役会決議)

決議年月日	2015年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 社外協力者 1
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,000(注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	26.2(注)2、7
新株予約権の行使期間	自2017年6月30日至2025年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 26.2 資本組入額 13.1(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10,000株であります。

なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該調整の時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当て後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行又は当社が保有する株式を処分する場合(無償割当ての場合、他の種類株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得による場合、又は当社の株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。調整後の行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する株式を処分する場合には、以下の算式における「新規発行株式数」は「処分する当社が保有する株式数」、「当社が保有する株式数」は「処分前において当社が保有する株式数」とそれぞれ読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{当社が保有する株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{当社が保有する株式数}} + \text{新規発行株式数} \right)}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当て時において当社の取締役であった新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由として当社取締役会が認める場合はこの限りではない。

新株予約権の割当時ににおいて当社と社外協力関係にあった新株予約権者は、新株予約権の行使時ににおいて、当社、当社の子会社又は当社の関連会社と社外協力関係にあることを要する。但し、当社取締役会が特別に社外協力関係終了後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転をする場合には、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が上記3.に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する株式予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する株式予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記表に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

交付する新株予約権の行使期間

上記表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表に定める行使期間の末日までとする。

交付する新株予約権の行使条件

上記3.に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.に定めるところと同様とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決定による承認を要するものとする。

交付する新株予約権の取得

上記5.に定めるところと同様とする。

7. 2015年12月22日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。また、2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（2015年12月22日取締役会決議）

決議年月日	2015年12月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 42 社外協力者 1
新株予約権の数（個）	29,564[21,234]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 295,640[212,340]（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2017年12月23日 至 2025年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年2月29日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5．新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

7. 2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（2016年6月13日取締役会決議）

決議年月日	2016年6月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 36
新株予約権の数（個）	9,979[9,079]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 99,790[90,790]（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2018年6月14日至 2026年6月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年2月29日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

7. 2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（2016年12月26日取締役会決議）

決議年月日	2016年12月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 23
新株予約権の数（個）	10,608 [8,400]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 106,080 [84,000]（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	230（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2019年1月1日至 2026年12月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 230 資本組入額 115（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年2月29日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

7. 2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（2017年3月27日取締役会決議）

決議年月日	2017年3月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 12 社外協力者 2
新株予約権の数（個）	4,050 [3,150]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 40,500 [31,500]（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	370（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2019年4月4日 至 2027年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 370 資本組入額 185（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年2月29日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者もしくは発行後に当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人となった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社の子会社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5．新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

7. 2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権（2018年7月2日取締役会決議）

決議年月日	2018年7月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 69 子会社アールジェイ・インベストメント株式会社従業員 2
新株予約権の数（個）	10,749[10,344]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 107,490[103,440]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450（注）2
新株予約権の行使期間	自 2020年7月19日至 2028年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2024年2月29日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社の子会社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

第12回新株予約権（タイムカプセルストックオプション）（2023年1月27日取締役会決議）

名称	新株予約権にかかる金銭信託契約
委託者	眞邊勝仁
受託者	株式会社山田エスクロー信託
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者(受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日 (信託期間開始日)	2023年2月10日
信託期間満了日 (本新株予約権の交付日)	契約書番号1：2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度における当社の連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が15,000百万円に達した事業年度の最終日から3ヶ月が経過する日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	信託期間満了日時点の当社又は当社子会社の従業員等のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。なお、分配のための基準は、信託契約日に定められる予定のポイント付与規程に記載されております。
決議年月日	2023年1月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	信託会社 1
新株予約権の数（個）	900（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式90,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	504（注）3
新株予約権の行使期間	自 2024年4月1日至 2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 504 資本組入額 252
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき271円で有償発行しております。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認められた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3．当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人（執行役員を含む。以下同じ。）又は社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の（ア）、（ウ）、（ケ）号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

- （ア）禁錮刑以上の刑に処せられた場合
- （イ）当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
- （ウ）法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
- （エ）差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- （オ）支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- （カ）破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- （キ）就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- （ク）役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- （ケ）反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

本新株予約権者は、2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA(営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額)が15,000百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

当社は、本新株予約権者が上記4に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

7. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記表及び上記3に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第 に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記表に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び取得条件

上記6に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第13回新株予約権（タイムカプセルストックオプション）（2023年1月27日取締役会決議）

名称	新株予約権にかかる金銭信託契約
委託者	眞邊勝仁
受託者	株式会社山田エスクロー信託
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者(受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日 (信託期間開始日)	2023年2月10日
信託期間満了日 (本新株予約権の交付日)	契約書番号2：2023年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度における当社の連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が20,000百万円に達した事業年度の最終日から3ヶ月が経過する日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	信託期間満了日時点の当社又は当社子会社の従業員等のうち、本信託契約に基づき、本新株予約権の交付日時点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。なお、分配のための基準は、信託契約日に定められる予定のポイント付与規程に記載されております。

決議年月日	2023年1月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	信託会社 1
新株予約権の数（個）	1,500（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式150,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	504（注）3
新株予約権の行使期間	自 2024年4月1日至 2029年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 504 資本組入額 252
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき172円で有償発行しております。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人（執行役員を含む。以下同じ。）又は社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の（ア）、（ウ）、（ケ）号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

（ア）禁錮刑以上の刑に処せられた場合

（イ）当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

（ウ）法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

（エ）差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（オ）支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

（カ）破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

（キ）就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

（ク）役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

（ケ）反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

本新株予約権者は、2023年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA(営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額)が20,000百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

当社は、本新株予約権者が上記4に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

7. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記表及び上記3に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記表に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び取得条件

上記6に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第14回新株予約権（2023年5月30日取締役会決議）

決議年月日	2023年5月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1
新株予約権の数（個）	1,500（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式150,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	763（注）3
新株予約権の行使期間	自 2024年4月1日 至 2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 763 資本組入額 381.5
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

当事業年度の末日（2023年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2024年2月29日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき299円で有償発行しております。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてののみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3．当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

4．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人（執行役員を含む。以下同じ。）である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の（ア）、（ウ）、（ケ）号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

（ア）禁錮刑以上の刑に処せられた場合

（イ）当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

- (ウ) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
- (エ) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (オ) 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- (カ) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- (キ) 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- (ク) 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (ケ) 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

本新株予約権者は、2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA(営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額)が15,000百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

当社は、本新株予約権者が上記4に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

7. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記表及び上記3に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記表に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記表に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び取得条件

上記6に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役（社外取締役を除く）1名に対し、1,500個（150,000株）

なお、上記対象となる者の人数は募集時の予定人数であり増減することがある。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済 株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年3月29日 (注)1	1,890,000	20,912,000	425	1,112	425	1,112
2019年12月20日 (注)2	2,200,000	23,112,000	495	1,607	495	1,607
2020年7月31日 (注)3	2,200,000	25,312,000	495	2,102	495	2,102
2020年11月19日 (注)4	200,000	25,512,000	2	2,105	2	2,105
2020年11月20日 (注)5	250,000	25,762,000	3	2,108	3	2,108
2020年11月26日 (注)6	50,000	25,812,000	0	2,109	0	2,109
2021年12月21日 (注)7	2,600,000	28,412,000	2,162	4,272	2,162	4,272
2021年12月22日 ～2021年12月31日 (注)8	8,910	28,420,910	1	4,273	1	4,273
2022年1月24日 (注)9	409,200	28,830,110	340	4,613	340	4,613
2022年1月1日 ～2022年12月31日 (注)10	338,260	29,168,370	13	4,627	13	4,627
2023年1月1日 ～2023年12月31日 (注)11	585,810	29,754,180	22	4,649	22	4,649

(注)1. 有償第三者割当

主な割当先 東急不動産株式会社

発行価格 450円

資本組入額 225円

2. 有償第三者割当

主な割当先 JXTGエネルギー株式会社(現ENEOS株式会社)

発行価格 450円

資本組入額 225円

3. 有償第三者割当

主な割当先 関西電力株式会社

発行価格 450円

資本組入額 225円

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 新株予約権の行使による増加であります。

6. 新株予約権の行使による増加であります。

7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,800円

引受価額 1,663.67円

資本組入額 831.835円

払込金総額 4,325百万円

8. 新株予約権の行使による増加であります。

9. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

割当価格 1,663.67円

資本組入額 831.835円

割当先 SMBC日興証券株式会社

10. 新株予約権の行使による増加であります。

11. 新株予約権の行使による増加であります。

12. 2024年1月1日から2024年2月29日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が118,430株、資本金及び資本準備金がそれぞれ13百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の 状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	7	22	58	29	30	7,305	7,451	-
所有株式数 (単元)	-	11,694	5,922	165,141	35,289	7,571	71,776	297,393	14,880
所有株式数 の割合 (%)	-	3.93	1.99	55.53	11.87	2.55	24.14	100.00	-

(6)【大株主の状況】

2023年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数の 割合(%)
株式会社H&Tコーポレーション	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号神谷町ビル14F	11,021,700	37.04
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号	4,874,000	16.38
Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd. (常任代理人 SMBC日興証券株式会社)	NO. 555 DONG CHUAN ROAD, THE SECOND BUILDING, SUITE 2042, MINHANG DIST. SHANGHAI 200241 P.R. CHINA (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号)	2,000,000	6.72
眞邊 勝仁	東京都港区	860,000	2.89
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 288 UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 決済事業部)	755,448	2.54
ヤン パン (常任代理人 SMBC日興証券株式会社)	SHANGHAI, CHINA (東京都千代田区丸の内一丁目5番1号)	746,000	2.51
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	529,100	1.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	308,600	1.04
野村證券株式会社 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)	304,062	1.02
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	250,000	0.84
CITIBANK HONG KONG PBG CLIENTS H.K. (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	45/F CITIBANK TOWER CITIBANK PLAZA, 3, GARDEN ROAD, CENTRAL HONG KONG (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	250,000	0.84
計	-	21,898,910	73.60

(注) 1. 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数は、全て信託業務に係るものであります。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数は、全て信託業務に係るものであります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,739,300	297,393	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 14,880	-	-
発行済株式総数	29,754,180	-	-
総株主の議決権	-	297,393	-

(注) 1. 「単元未満株式」欄には、証券保管振替機構名義の株式88株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	50	43,250
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	88	-	88	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、引き続き、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保資金につきましては、今後の事業戦略に応じて、太陽光発電所開発への新規投資資金や他の再生可能エネルギー発電所に関する事業化資金等に充当する方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金は中間及び期末配当ができることとしており、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議ではなく、取締役会の決議によって決定します。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社グループは、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営上の重要課題であると認識しております。

また、当社は第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者として、法令遵守の監視体制の構築・運用は重要であると考えております。具体的な監視機能としては、法務部及び内部監査室により、業務の監視をするとともに、監査役が独立性を保ち、十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むこと、並びにすべてのステークホルダーから信頼を得るため、経営情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、眞邊勝仁（議長）、牧野達明、池田栄進、ヤンバン（社外取締役）、沼野由行（社外取締役）、安田義則（社外取締役）、土田誠行（社外取締役）、西田恵介（社外取締役）、の取締役8名（うち社外取締役5名）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、監査役全員が出席し、取締役会の業務執行の状況を監視できる体制となっております。なお、社外取締役沼野由行、安田義則及び土田誠行を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

b 監査役会・監査役

当社は、監査役会制度を採用しております。岸本誠之（議長）、芳木亮介（社外監査役）、豊島國史（社外監査役）の常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、原則毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時開催をしております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。なお、社外監査役芳木亮介及び豊島國史を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

c 指名報酬委員会

当社は、経営の客観性・透明性を確保するため、任意の諮問機関として、「指名報酬委員会」を設置しております。指名報酬委員会は、沼野由行（委員長）、安田義則、土田誠行の独立役員である社外取締役3名、代表取締役社長眞邊勝仁の1名から構成され、常勤監査役岸本誠之がオブザーバーとして出席しております。同委員会においては、社外取締役が委員長となり、委員の過半数による決議により意思決定することとして、客観性を図っております。

d 執行役員制度

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を実現するために、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会で選任され、取締役と同じく任期を1年としております。各本部の本部長及び副本部長は執行役員となり、現在6名の執行役員が選任されております。各執行役員は、自己が所属する本部の業務執行責任を負うこととし、迅速かつ適正な業務執行を図っております。

e 経営会議

経営会議は、常勤取締役（代表取締役社長を含む。）、執行役員及び代表取締役社長が必要と認められた者により構成されております。また、監査役は会議に出席し、意見を述べる体制となっております。経営会議は、原則として毎週開催し、臨時会議は必要に応じて開催し、業務執行上の重要な事項に関して、取締役会の委嘱を受けた事項、経営に関する重要な事項、取締役会上に上程すべき事項、代表取締役社長の諮問事項、当社稟議規程に定められた事項、その他、構成メンバーが必要と認められた事項について審議を行い、経営活動の効率化を図っております。

f RJグループリスク・コンプライアンス委員会

当社グループ（「RJグループリスク・コンプライアンス委員会規程」及び「内部統制システムに関する基本方針」等の社内規程において、「RJグループ」と呼称する。）は、コンプライアンス違反リスクを含む事業リスクの管理を統括し、コンプライアンス違反を含むリスクの顕在化を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反を含むリスクの顕在化が発生する場合に対応するために、RJグループリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。RJグループリスク・コンプライアンス委員会は、当社の代表取締役社長、同各本部長、アールジェイ・インベストメント株式会社の代表取締役社長その他委員長が指名した者で構成され、委員長は当社の代表取締役社長がこれにあたり、業務を遂行しております。

RJグループリスク・コンプライアンス委員会は、次の項目に関して決議を行います。

1. リスク管理・コンプライアンスの推進及び改善に係る重要な方針の策定に関すること
2. リスク管理・コンプライアンスの推進及び改善のための啓発に関すること
3. コンプライアンス違反を含むリスク顕在化への対応等
4. リスク顕在化という事態に対する初動調査及び実態説明を通じて発見された内部統制上の問題点の要因分析と再発防止策の策定に関すること
5. その他リスク・コンプライアンス委員が必要と判断する事項

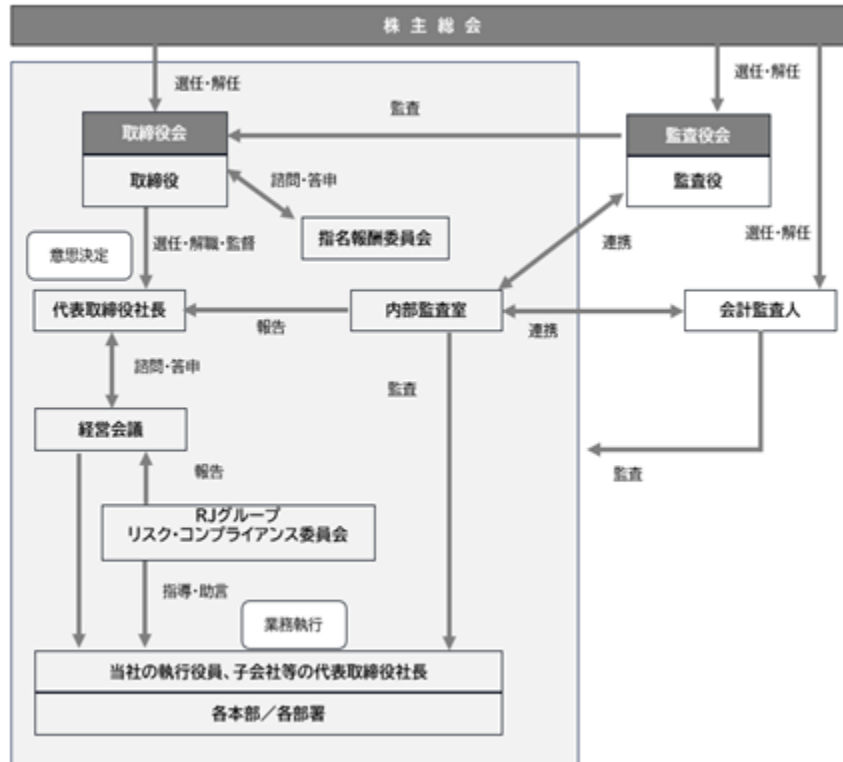
RJグループリスク・コンプライアンス委員会は、原則として四半期に一度開催される他、必要に応じ随時開催されます。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、「内部通報制度運用規程」を制定し、運用しております。

ロ．当該体制を採用する理由

当社は、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上のためには、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社が当社にふさわしい体制であると判断しています。

当社では、監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点からのチェック体制を強化するため、その過半数（3名中2名）を独立社外監査役で構成する監査役会により取締役の職務執行を監査するとともに、取締役の過半数（8名中5名）を社外取締役とすることにより取締役会の監督機能の実効性を図っております。また、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の諮問機関として、独立役員である社外取締役を委員長とする「指名報酬委員会」を設置しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社グループは、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を制定するとともに、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底をはかり、内部統制システムが有効に機能

する体制を確保しております。また、法令等の遵守状況及び内部統制機能の有効性を確認するため、監査役及び内部監査室が役職員の業務執行状況を監視し、必要な監査を実施しております。

1．RJグループの取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

RJグループは、役職員を対象とした「RJグループ行動規範」を定め、コンプライアンス体制の基盤としており、RJグループの取締役はその率先垂範となり、社員に対して周知徹底を図る。

当社は、監査役会設置会社として、取締役会の監督及び監査役会の監査という組織体制の下で、取締役の職務執行の適法性を確保する。

当社は、コンプライアンスを担当する部門を設置し、法令違反及びその他のコンプライアンス違反行為が生じないように、若しくは生じた場合に速やかに対応できるよう、当社のコンプライアンス体制の構築・運用を推進する。

当社は、「コンプライアンス・ガイドライン」を定め、役職員が遵守すべき法令及びコンプライアンスの周知徹底を図り、コンプライアンス意識を向上させる。

当社は、役職員の法令及び定款違反行為の未然予防並びに早期発見のために内部通報体制を整備及び運用し、役職員の法令及び定款違反等の重要な問題については、懲罰委員会を開催し、「就業規則」に従い適正に処分を決定する。

RJグループは、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度をもって対応し、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「RJグループ情報セキュリティ基本方針」を定め、情報資産の適切な管理体制の基盤としており、当社の取締役は、社員に対して情報資産管理の重要性について理解を得られるよう周知徹底を図る。

取締役の職務執行に係る情報については、「RJグループ文書管理規程」に従い、文書又は電磁的媒体（データ）に記録し、定められた期間、取締役が閲覧可能な状態で適切に保存・管理する。

3．RJグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンスを担当する部門を設置し、企業活動全般に係る個々のリスクについて、認識・分析・評価し、対応することを定めた「リスク管理規程」及びその他個別リスクに係る規程等に従い、リスク管理体制を整備・構築する。

当社は、「子会社管理規程」を定め、RJグループの企業活動上で認識しうるリスクを収集し、分析・評価できるリスク管理体制を整備・構築する。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として月1回実施し、必要に応じて臨時の取締役会を開催して、取締役の間で職務執行の状況を監督するとともに意思の疎通を図り、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。

当社は、取締役会の決定に基づく業務執行について、当社の「組織規程」「稟議規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等に従い、役割、責任及び業務手続きを明確にしており、必要に応じて見直しを図る。

当社は、常勤取締役及び執行役員等から構成される経営会議を定期的実施し、取締役会付議事項及び業務執行上の重要な事項等の審議・諮問を行う。

5．RJグループの業務の適正を確保するための体制及びRJグループの取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

RJグループは、「RJグループ行動規範」等のポリシーを定め、RJグループに適用させ、業務の適正を確保する体制の基盤としたうえで、RJグループ各社が諸規程を制定及び改定する。

「子会社管理規程」に従い、RJグループの業績、財務及び経営上重要な事項について当社へ定期的に報告する体制を整備して管理する。

当社の財務報告に関する内部統制を担当する部門は、「財務報告に関する内部統制規程」に従い、RJグループの内部統制システムの有効性評価を行う。

当社の内部監査を担当する部門は、「内部監査規程」に従い、RJグループの業務監査を行う。

6．監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項及び当該社員の取締役からの独立性ならびに指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要がある場合は取締役に通じた上で、その指定する者に監査業務を補助するよう命令することができる。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとする。

前号により、監査役から命令を受けた社員は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は監査役に対してのみ実施する。

7. RJグループの取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役は取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び社員から説明を受けることができるものとする。

RJグループの取締役及び社員は、監査役に対して、法令及び定款の遵守に関する事項、RJグループに重大な影響を及ぼす事項等について、速やかに報告する。報告の方法については、会議、面談、電話又は電子メール等により随時報告できる体制を整備する。

監査役へ報告した取締役及び社員が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

8. 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

監査役は、監査の実施に当たり必要と認められる場合、独自の外部専門家に相談することが可能であり、その費用は会社が負担する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長及び取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。

監査役は、内部監査室及び会計監査人と情報共有を随時実施し、連携して監査が実効的に行われることを確保する。

10. RJグループの財務報告の信頼性を確保するための体制

RJグループは財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備及び運用状況を評価し、維持・改善に努める。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社では、コンプライアンス違反リスクを含む事業リスクの管理を統括し、コンプライアンス違反を含むリスクの顕在化を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反を含むリスクの顕在化が発生する場合に対応するために、RJグループリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、原則として四半期に一度開催される他、必要に応じ随時開催しております。

同委員会の詳細は、「企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」f RJグループリスク・コンプライアンス委員会」に記載のとおりであります。

ハ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するため、子会社管理規程に基づき、子会社管理を担当する部門を明確化し、子会社に対する支援及び指導を徹底しております。また、稟議規程の「(別表) 決裁基準表」に基づき、子会社の業務執行につき、重要度に応じて、当社の関係部署又は経営会議の審議及び代表取締役社長決裁を受ける体制を整備しております。さらに、監査役は、子会社監査を行い必要に応じて意見を述べるとともに、内部監査室も、子会社の内部監査を行いその結果を代表取締役社長に報告しており、監査役と内部監査室が連携して子会社の業務の適正を確保しております。

ニ．責任限定契約

当社と各社外取締役及び各監査役は、職務を行うにあたり、会社法第427条第1項及び定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

ホ．役員等のために締結される保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が会社の役員等としての職務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、当該保険契約により、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等が補償されることとなります。

ヘ．取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

ト．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う旨、取締役の選任決議においては累積投票によらないこととする旨を定款に定めております。

チ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

リ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ヌ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的とするものであります。

ル．剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。剰余金の配当等については、これを取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ロ．自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。自己株式の取得については、これを取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

ワ．取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており（書面決議を除く。）、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

氏名	役職名	開催回数	出席回数
眞邊 勝仁	代表取締役社長	12回	12回
牧野 達明	取締役	12回	11回
池田 栄進	取締役	12回	12回
藤原 勝	取締役	12回	12回
ヤン パン	社外取締役	12回	12回
沼野 由行	社外取締役	12回	12回
安田 義則	社外取締役	12回	12回
池内 敬	社外取締役	12回	12回
土田 誠行	社外取締役	12回	12回
岸本 誠之	常勤監査役	12回	12回
芳木 亮介	社外監査役	12回	12回
豊島 國史	社外監査役	12回	12回

取締役会における具体的な検討内容は、中期経営計画、決算、執行役員及び本部長の選任、指名報酬委員の選任、ストックオプションの発行、重要な規程の改定、一定規模以上の個別プロジェクト及び資金調達等でありませ

カ．指名報酬委員会の活動状況

当事業年度における委員（オブザーバーを含む。）の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
沼野 由行	5回	5回
安田 義則	5回	5回
土田 誠行	5回	5回
眞邊 勝仁	5回	5回
岸本 誠之	5回	5回

指名報酬委員会における具体的な検討内容は、取締役及び執行役員の指名、取締役及び執行役員の報酬、執行役員の業績レビュー、子会社の代表取締役社長の指名等でありませ

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性-名(役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	眞邊 勝仁	1965年12月3日生	1991年1月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社 2005年3月 パークレイズ・キャピタル証券株式会社(現パークレイズ証券株式会社)入社 2008年8月 ザイス・ジャパン株式会社代表取締役社長 2012年1月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2019年12月 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会代表理事 2022年6月 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会理事(現任) 2023年6月 一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会理事(現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会理事 一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会理事	(注)3	860,000
取締役 常務執行役員 開発本部長兼新規プロジェクト 開発室長	牧野 達明	1963年8月6日生	1989年4月 日本国土開発株式会社入社 2000年11月 株式会社新生銀行(現株式会社SBI新生銀行)入行 2004年8月 株式会社東京スター銀行入行 2006年11月 ドイツ銀行入行 2012年11月 トライフットマネジメント株式会社代表取締役 2016年9月 当社入社 金融事業本部戦略事業部長 2017年4月 当社執行役員金融事業本部戦略事業部長 2017年8月 当社取締役金融事業本部副本部長兼戦略事業部長 2020年3月 当社取締役常務執行役員開発本部長兼新規プロジェクト開発室長(現任)	(注)3	40,000
取締役 常務執行役員 管理統括本部長 兼財務部長	池田 栄進	1969年12月22日生	1992年4月 川鉄運輸株式会社(現JFE物流株式会社)入社 1997年4月 株式会社ラウンドワン入社 2007年7月 同社財務部長 2016年4月 同社経理部長 2019年7月 当社入社 財務部長 2020年10月 当社執行役員財務経理本部長兼財務部長 2021年1月 当社執行役員財務経理本部長兼財務部長兼企画室長 2022年8月 アールジェイ・インベストメント株式会社取締役(現任) 2023年1月 当社常務執行役員財務経理本部長兼財務部長兼企画室長 2023年3月 当社取締役常務執行役員財務経理本部長兼財務部長兼企画室長 2024年1月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長兼財務部長(現任) (重要な兼職の状況) アールジェイ・インベストメント株式会社取締役	(注)3	31,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	ヤン パン	1963年7月17日生	1994年7月 コロンビア大学物理学科准教授 2000年10月 RiskMetrics Group, Inc.入社 2002年5月 ZAIS Group Holdings, Inc.入社 2007年2月 ZAIS Solution Shanghai Co., Ltd.代表取締役会長 2011年2月 Shanghai Alliance Financial Services Co.,Ltd. CEO(現任) 2014年8月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) Shanghai Alliance Financial Services Co.,Ltd. CEO	(注)3	746,000
取締役	沼野 由行	1964年11月21日生	1988年4月 野村證券株式会社入社 2007年4月 同社英国現地法人(ノムラ・インターナショナルplc)欧州投資銀行部門共同部門長 2010年3月 野村證券株式会社産業戦略開発部長 2012年4月 野村ホールディングス株式会社ASEAN室長 2013年4月 フロンティア・マネジメント株式会社専務執行役員 2017年3月 当社社外取締役(現任) 2019年3月 虎ノ門企業情報株式会社代表取締役(現任) 2019年4月 グローウィン・パートナーズ株式会社上席顧問 2024年1月 株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング上席顧問(現任) (重要な兼職の状況) 虎ノ門企業情報株式会社代表取締役 株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティング上席顧問	(注)3	16,000
取締役	安田 義則	1951年8月26日生	1975年4月 農林中央金庫入庫 2003年6月 同庫常務理事 2006年6月 農中信託銀行株式会社代表取締役社長 2010年6月 JA三井リース株式会社代表取締役社長執行役員 2015年6月 同社取締役会長 2016年6月 同社顧問 2018年3月 当社社外取締役(現任)	(注)3	10,000
取締役	土田 誠行	1962年9月3日生	1986年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社SBI新生銀行)入行 2001年11月 農林中央金庫入庫 2007年4月 株式会社あおぞら銀行入行 同社執行役員投資銀行部門兼事業法人部門副本部長 2009年1月 同社執行役員経営企画所管 2009年10月 株式会社産業革新機構入社 執行役員 2013年6月 同社専務執行役員 2015年7月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル専務理事 2016年6月 株式会社産業革新機構専務取締役 2018年9月 株式会社INCJ専務取締役 2020年12月 株式会社日本共創プラットフォーム入社 常務執行役員(現任) 2021年10月 株式会社先端技術共創機構取締役(現任) 2022年3月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社日本共創プラットフォーム常務執行役員 株式会社先端技術共創機構取締役	(注)3	1,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	西田 恵介	1969年1月2日生	1993年4月 東急不動産株式会社入社 2014年4月 同社事業創造本部 部長 2016年4月 同社都市事業ユニット 投資マネジメント事業本部(現 インフラ・インダストリー事業本部)インフラ・インダストリー第一部 統括部長 2019年12月 当社社外取締役 2020年4月 東急不動産株式会社執行役員都市事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部長 2021年4月 同社執行役員戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部長(現任) 2021年6月 一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会幹事長(現任) 2021年9月 株式会社リエネ代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 東急不動産株式会社執行役員 一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会幹事長 株式会社リエネ代表取締役社長	(注)3	-
常勤監査役	岸本 誠之	1960年8月9日生	1983年4月 農林中央金庫入庫 2013年4月 JA三井リース株式会社入社 2018年8月 当社入社内部監査室担当室長 2018年9月 当社監査役就任(現任) 2019年3月 アールジェイ・インベストメント株式会社監査役(現任)	(注)4	19,300
監査役	芳木 亮介	1974年4月25日生	2001年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2006年10月 GCA株式会社入社 2009年3月 清和監査法人入所 2013年2月 Y Plus Advisory株式会社 代表取締役就任(現任) 2013年7月 芳木公認会計士事務所代表(現任) 2015年1月 株式会社メディアサポート監査役 2015年6月 東京ボード工業株式会社監査役就任(現任) 2015年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	豊島 國史	1977年7月14日生	2006年10月 柳田野村法律事務所(現柳田国際法律事務所)入所 2009年7月 野村総合法律事務所入所 2015年6月 当社監査役就任(現任) 2015年8月 豊島総合法律事務所代表(現任)	(注)4	-
計					1,724,100

- (注) 1. 取締役ヤン パン、沼野由行、安田義則、土田誠行及び西田恵介は、社外取締役であります。
2. 監査役芳木亮介及び豊島國史は、社外監査役であります。
3. 2024年3月28日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4. 2021年9月8日開催の臨時株主総会の終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

社外役員の状況

当社は、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的として、社外取締役及び社外監査役が、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づいて、経営に対する客観的な観点からの助言・提言を行うことにより、取締役の職務執行の監督をしております。

当社は、取締役8名のうち社外取締役を5名、監査役3名のうち社外監査役を2名選任しております。

(1)社外役員が企業統治において果たすべき機能及び役割

社外取締役ヤン パンは、学者及び経営者として幅広い見識を有しており、当社は、創業時より、同氏から当社の経営及び事業に関する幅広い助言を受けてきました。それゆえ、創業時から当社を熟知した高い知見に基づき、取締役等の職務執行を監督していただくことにより、取締役会の機能強化及び適切な意思決定の実現に貢献いただけるものと判断しております。

社外取締役沼野由行は、大手証券会社及びコンサルティング会社における国内外の投資銀行・アドバイザー業務を経て、代表取締役として企業経営にも携わっております。同氏の国内外の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般及びグローバルな観点から、取締役等の職務執行を監督していただくことにより、取締役会の機能強化及び適切な意思決定の実現に貢献いただけるものと判断しております。

社外取締役安田義則は、大手金融機関の代表取締役として、長年企業経営に携わってまいりました。同氏の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般及び金融実務に関する専門的な観点から、取締役等の職務執行を監督していただくことにより、取締役会の機能強化及び適切な意思決定の実現に貢献いただけるものと判断しております。

社外取締役土田誠行は、大手金融機関の経営陣を歴任し、国内外の投融資及び事業再編等に携わってまいりました。また、同氏は、金融機関における経験を通じて、再生可能エネルギー事業にも深い造詣を有しております。同氏の豊富な経験と幅広い見識に基づき、投融資の専門家としての観点から、取締役等の職務執行を監督していただくことにより、取締役会の機能強化及び適切な意思決定の実現に貢献いただけるものと判断しております。

社外取締役西田恵介は、当社の事業戦略上の重要なパートナーである東急不動産株式会社において、開発部門、不動産証券化部門、新規事業部門等を歴任し、現在、同社の執行役員として再生可能エネルギー分野の業務責任者を務めております。同氏の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般及び不動産・インフラストラクチャー事業に関する専門的な観点から、取締役等の職務執行を監督していただくことにより、取締役会の機能強化及び適切な意思決定の実現に貢献いただけるものと判断しております。

社外監査役芳木亮介は、公認会計士の資格を有しており、監査・会計及び経営に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。かかる見識に基づき、独立的立場から、取締役の職務執行の監査及び取締役会における適切な提言・助言をいただけるものと判断しております。

社外監査役豊島國史は、弁護士の資格を有しており、法令及び資本市場の求めるガバナンス体制や経営管理体制に精通しております。かかる見識に基づき、独立的立場から、取締役の職務執行の監査及び取締役会における適切な提言・助言をいただけるものと判断しております。

(2)当社と社外役員との人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係

社外取締役ヤン パンは、当社の株主であるShanghai Alliance Financial Services Co., Ltd. のCEOであり、同社は当社と取引関係があります。また、ヤン パンは当社株式を746,000株、新株予約権を50,000株相当保有しており、Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd. は当社株式を2,000,000株保有しております。その他、当社とヤン パンとの間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外取締役沼野由行は、虎ノ門企業情報株式会社の代表取締役及び株式会社キャピタル・ストラテジー・コンサルティングの上席顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、沼野由行は当社株式を16,000株保有しております。その他、当社と沼野由行との間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外取締役安田義則は、当社株式を10,000株、新株予約権を12,000株相当保有しております。その他、当社と安田義則との間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外取締役土田誠行は、株式会社日本共創プラットフォームの常務執行役員及び株式会社先端技術共創機構の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、土田誠行は当社株式を1,000株保有しております。その他、当社と土田誠行との間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外取締役西田恵介は、東急不動産株式会社の執行役員、一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会の幹事長及び株式会社リエネの代表取締役社長であります。東急不動産株式会社は当社の株主であり、当社は、当社及び一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会との間に取引関係があります。その他、当社と西田恵

介との間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外監査役芳木亮介は、Y Plus Advisory株式会社の代表取締役、芳木公認会計士事務所代表及び東京ボード工業株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。当社と芳木亮介との間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外監査役豊島國史は、豊島総合法律事務所弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。当社と豊島國史との間には、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めは設けておりませんが、選任に際しては、株式会社東京証券取引所が定める基準等を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役については、経営戦略及びコンプライアンス、ガバナンス等の多様な事項につき、豊富な実務・経験に基づく提言・助言をいただいております。社外監査役については、監査の方法その他監査役の職務の執行及びコンプライアンス、ガバナンスに係る事項につき、独立的立場から、適切な提言・助言をいただいております。

なお、社外取締役と監査役会は、必要に応じ、意見交換や情報共有を行い、適切な意思疎通及び効率的な監督・監査を行っております。また、社外監査役に対しては、必要に応じ、内部監査、監査役監査、会計監査の内容について、適宜情報共有を行っており、監査役会等の場を通じて適宜意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名(うち2名が社外監査役)の3名により構成されており、監査役は監査役会で決定した監査方針・監査計画に基づき取締役会へ出席して必要に応じて意見を述べると共に、内部統制システムの整備及び運用状況の確認、中期経営計画及び諸施策の実行状況の確認等を行っております。

常勤監査役は、取締役の意思決定及び業務執行の状況について、法令・定款及び経営判断原則に照らし監督を行うとともに、監査役会で定めた監査計画に基づき、内部監査室と連携した現場往査及びヒアリング、重要会議への出席・意見陳述、代表取締役・社外取締役との意見交換、取締役等からの業務報告聴取、重要書類の閲覧等を実施し、監査結果を随時、他の監査役に報告し情報連携に努めております。

監査役会では報告された監査結果を審議し、必要に応じて代表取締役社長又は取締役会へ勧告・助言を行うこととしております。更に当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から年間監査計画の提出・会計監査実施結果の報告を受ける他、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に三様監査連絡会を開催し、情報交換や意見交換を行う等、相互連携を図っております。

当社では監査役会を毎月1回定期開催しており、その他必要に応じて臨時監査役会が開催される場合があります。なお、当事業年度において当社は合計12回の監査役会を開催し、全監査役がすべての監査役会に出席しております。監査役会における具体的な検討内容としては、監査計画の策定、取締役会における決議・報告事項の検討、内部監査結果に関する協議、会計監査人の監査方法及び結果の相当性評価等であります。

内部監査の状況

当社は、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、内部監査人1名を配置しております。内部監査人は年間の内部監査計画に基づき、当社の業務運営を調査し、諸法令、定款及び各規程への準拠性を確認するという観点から、全部門を対象に業務統制監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長に報告するとともに、被監査部署に対しては、その業務活動の改善及び適切な運営に資するよう提言等を行っております。また、必要に応じて監査役会及び会計監査人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。内部監査結果については、監査役会に対して定期的に報告しているほか、組織運営及び業務改善の観点から実施した監査結果について、重要度に応じて経営会議及び取締役会の諮問機関である指名報酬委員会に報告を行う仕組みを構築しております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

8年

ハ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 佐々木浩一郎 跡部尚志

ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者4名及びその他9名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定にあたっては、その実績、独立性、効率性、専門性及び品質管理体制等を総合的に勘案し、判断いたします。EY新日本有限責任監査法人はその条件を充分備えており、当社の会計監査を適時適切に行うことができるものと判断し選任いたしました。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理体制、職務遂行状況を踏まえ、総合的に評価しております。当社の監査役は、EY新日本有限責任監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。

その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

監査報酬の内容等

a．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	56	3	64	-
連結子会社	4	-	-	-
計	60	3	64	-

前連結会計年度における、当社の非監査業務の内容は、株式売出しに係るコンフォートレター作成業務です。

b．監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young)にする報酬(a.を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d．監査報酬の決定方針

当社の事業規模や事業特性に基づく監査公認会計士等の監査計画とその内容及び日数等を勘案し、双方協議の上で報酬額を決定し、会社法第399条に則り、監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、社内関係部署及び会計監査人からの報告聴取や関連資料の入手を通じて総合的に評価を行い、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社においては、2016年3月28日の定時株主総会及び2018年9月10日開催の臨時株主総会決議に基づいて、取締役の報酬額として年額150百万円以内及び監査役の報酬額として年額30百万円以内の報酬枠を設けております。個々の金額につきましては、取締役は報酬枠の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会の決議により、監査役は報酬枠の範囲内において、常勤、非常勤の別、職務の分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定されております。また、当社は、業績連動報酬及び非金銭報酬等は採用しておりません。なお、取締役の報酬の決定に際しては、取締役会は指名報酬委員会に諮問し、同委員会で審議しこれを代表取締役眞邊勝仁に答申しております。代表取締役は同委員会で決定した内容を最終決定いたします。代表取締役の権限に裁量はなく、同委員会の客観的な報酬決定に依拠しております。

役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬			非金銭 報酬等	
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金		
取締役(社外取締役を除く。)	60	60	-	-	-	6
監査役(社外監査役を除く。)	12	12	-	-	-	1
社外取締役	22	22	-	-	-	5
社外監査役	7	7	-	-	-	2

ロ. 当事業年度に在任した取締役6名のうち1名及び社外取締役5名のうち1名は無報酬であります。

ハ. 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が100百万円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ニ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、「専ら株式価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式」を純投資目的の株式と区分しており、いわゆる政策保有目的の株式については純投資目的以外の目的で保有する株式に分類しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
当社は上場株式を保有していないため、該当事項はありません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	3	6

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報等
当社は上場株式を保有していないため、該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位をもって記載することに変更しました。なお、比較を容易にするために、前連結会計年度及び前事業年度についても表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、各種セミナーへの参加や参考図書の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,614,444	3,613,404
売掛金及び契約資産	1,314,421	1,314,457
営業投資有価証券	-	2,35,012
販売用発電所	3,616,855	3,627,304
仕掛販売用発電所	1,200	-
その他	3,64,568	3,62,816
流動資産合計	38,490	49,996
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	33,631	33,634
機械装置及び運搬具	3,6102,034	3,685,104
土地	34,667	34,823
建設仮勘定	6,065	11,481
その他	3,6341	3,6359
減価償却累計額	2,675	8,390
有形固定資産合計	114,063	97,013
無形固定資産	3,63,590	3,63,524
投資その他の資産		
投資有価証券	2,33,364	2,32,099
繰延税金資産	1,471	2,123
長期前払費用	35,083	33,876
その他	775	470
貸倒引当金	111	-
投資その他の資産合計	10,583	8,570
固定資産合計	128,238	109,108
資産合計	166,729	159,105

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	151	392
短期借入金	3,434,460	3,474,406
1年内償還予定の社債	148	1,196
1年内返済予定の長期借入金	3,459,667	3,410,313
1年内返済予定のノンリコース長期借入金	3,464,480	3,444,446
未払金	31,557	1,633
未払法人税等	642	1,208
事業整理損失引当金	5	-
その他	2,744	2,581
流動負債合計	22,859	29,178
固定負債		
社債	1,600	704
長期借入金	3,4543,554	3,4540,920
ノンリコース長期借入金	3,4674,855	3,4666,051
長期未払金	33,159	32
繰延税金負債	4,393	4,351
修繕引当金	110	134
資産除去債務	2,891	2,943
その他	696	659
固定負債合計	131,261	115,797
負債合計	154,120	144,975
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,627	4,649
資本剰余金	4,451	4,473
利益剰余金	221	1,300
自己株式	0	0
株主資本合計	9,300	10,424
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	6	307
その他の包括利益累計額合計	6	307
新株予約権	-	7
非支配株主持分	3,314	3,389
純資産合計	12,608	14,129
負債純資産合計	166,729	159,105

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	1 17,718	1 33,604
売上原価	11,895	25,618
売上総利益	5,823	7,986
販売費及び一般管理費	2 4,534	2 4,394
営業利益	1,289	3,591
営業外収益		
受取利息	5	11
受取配当金	16	14
受取保険金	215	603
匿名組合投資利益	41	154
その他	27	65
営業外収益合計	308	849
営業外費用		
支払利息	1,701	2,023
支払手数料	1,154	326
その他	102	61
営業外費用合計	2,958	2,412
経常利益又は経常損失()	1,360	2,028
特別利益		
固定資産売却益	3 9	-
段階取得に係る差益	4 69	-
事業整理損失引当金戻入額	12	5
特別利益合計	91	5
特別損失		
固定資産除却損	5 1	5 2
減損損失	-	6 20
固定資産売却損	-	7 31
特別損失合計	1	54
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,270	1,979
法人税、住民税及び事業税	1,068	1,711
法人税等調整額	855	966
法人税等合計	213	744
当期純利益又は当期純損失()	1,484	1,234
非支配株主に帰属する当期純利益	42	145
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	1,526	1,088

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	1,484	1,234
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	25	-
為替換算調整勘定	6	314
その他の包括利益合計	32	314
包括利益	1,516	1,548
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,558	1,403
非支配株主に係る包括利益	42	145

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,273	4,586	1,744	-	10,604
会計方針の変更による累積的影響額			7		7
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,273	4,586	1,752	-	10,612
当期変動額					
新株の発行	354	354			708
剰余金の配当					-
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			1,526		1,526
自己株式の取得				0	0
新株予約権の発行					-
連結範囲の変動			4		4
連結子会社株式の取得による持分の増減		489			489
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	354	135	1,531	0	1,311
当期末残高	4,627	4,451	221	0	9,300

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	25	-	25	-	3,467	14,097
会計方針の変更による累積的影響額						7
会計方針の変更を反映した当期首残高	25	-	25	-	3,467	14,105
当期変動額						
新株の発行						708
剰余金の配当					-	-
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）						1,526
自己株式の取得						0
新株予約権の発行					-	-
連結範囲の変動						4
連結子会社株式の取得による持分の増減						489
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25	6	32	-	152	185
当期変動額合計	25	6	32	-	152	1,496
当期末残高	-	6	6	-	3,314	12,608

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,627	4,451	221	0	9,300
当期変動額					
新株の発行	22	22			44
剰余金の配当					-
親会社株主に帰属する当期純利益			1,088		1,088
自己株式の取得				0	0
新株予約権の発行					-
連結範囲の変動			9		9
連結子会社株式の取得による持分の増減					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	22	22	1,079	0	1,123
当期末残高	4,649	4,473	1,300	0	10,424

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	-	6	6	-	3,314	12,608
当期変動額						
新株の発行						44
剰余金の配当						-
親会社株主に帰属する当期 純利益						1,088
自己株式の取得						0
新株予約権の発行				7		7
連結範囲の変動						9
連結子会社株式の取得によ る持分の増減						-
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	-	314	314	-	75	389
当期変動額合計	-	314	314	7	75	1,520
当期末残高	-	307	307	7	3,389	14,129

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	1,270	1,979
のれん償却額	87	87
顧客関連資産償却額	62	62
減価償却費	5,968	8,311
支払利息	1,701	2,023
営業投資有価証券の増減額(は増加)	1,341	405
売上債権の増減額(は増加)	458	21
棚卸資産の増減額(は増加)	8,165	237
立替金の増減額(は増加)	905	14
前渡金の増減額(は増加)	489	34
前払費用の増減額(は増加)	709	910
長期前払費用の増減額(は増加)	819	1,155
仕入債務の増減額(は減少)	1,461	227
未収消費税等の増減額(は増加)	1,441	1,152
未払金の増減額(は減少)	174	221
未払消費税等の増減額(は減少)	1,977	482
長期未払金の増減額(は減少)	3,074	3,127
その他の流動負債の増減額(は減少)	61	104
出資持分売却損益	-	3,932
その他	11	246
小計	4,565	6,580
利息及び配当金の受取額	22	28
利息の支払額	1,770	1,947
法人税等の支払額	915	977
法人税等の還付額	0	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,901	3,686
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	0	-
定期預金の払戻による収入	3	-
有形固定資産の取得による支出	625	5,781
有形固定資産の売却による収入	-	2
無形固定資産の取得による支出	89	37
無形固定資産の売却による収入	43	-
投資有価証券の取得による支出	5	1
投資有価証券の償還による収入	0	-
敷金及び保証金の差入による支出	5	75
敷金及び保証金の回収による収入	2	255
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	16,840	643
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の売却による収入	-	3,079
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,518	3,201

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	567	3,938
長期借入れによる収入	69,123	23,758
長期借入金の返済による支出	49,566	29,277
社債の発行による収入	500	300
社債の償還による支出	1,234	148
株式の発行による収入	708	44
新株予約権の発行による収入	-	0
自己株式の取得による支出	0	0
リース債務の返済による支出	15	12
非支配株主への払戻による支出	34	11
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式等の取得による支出	6,813	61
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,101	1,468
現金及び現金同等物に係る換算差額	131	11
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,646	995
現金及び現金同等物の期首残高	18,159	14,444
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	0	95
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	69	140
現金及び現金同等物の期末残高	14,444	13,404

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 24社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

合同会社リープエナジー他3社は重要性が増したこと等により連結の範囲に含め、合同会社HIGASHIKUNOGAHARA SOLAR他4社は清算等に伴い、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

合同会社RJプラタナスGP

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 4社

主要な持分法適用の関連会社の名称

ルーフエナジー匿名組合事業

合同会社洋野種市他1社は、匿名組合出資持分の一部売却等により持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(合同会社RJプラタナスGP、他)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による、原価法を採用しております。

ロ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による、原価法を採用しております。

なお、匿名組合への出資については、匿名組合の財産の持分相当額を「営業投資有価証券」、「投資有価証券」又は「その他の関係会社有価証券」として計上しております。また、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

棚卸資産

販売用発電所、仕掛販売用発電所、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、販売用発電所は、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、当社及び連結子会社が保有する発電所については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～57年

機械装置及び運搬具 2年～22年

その他 2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん 20年の定額法により償却しております。

顧客関連資産 効果の及ぶ期間（10年～17年）に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産 定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

修繕引当金

定期修繕費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益認識基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

開発事業においては、主に再生可能エネルギー発電所の開発業務を行っており、顧客との契約に基づいて役務提供を行う義務を負っております。また、契約に基づいて役務提供を完了した時点で収益を認識しております。

EPC等工事請負においては、顧客と工事請負契約等を締結し、当該契約に基づいて施工を行う履行義務を負っております。工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積もり、当該進捗率に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によるものです。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識する方法を適用いたします。なお、一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

発電所売却においては、主に再生可能エネルギー発電所の売却を行っており、顧客との契約に基づいて再生可能エネルギー発電所の引き渡しを行う義務を負っております。また、契約に定められた引き渡し時に収益を認識しております。

売電事業においては、顧客と電力供給契約等を締結し、当該契約に基づいて当社グループの保有する再生可能エネルギー発電所から発電された電力の供給を履行義務として認識しております。顧客に対して行う電力の供給であり、電力を供給した時点で収益を認識しております。

O&M事業及びAM事業においては、主に再生可能エネルギー発電所の運営及び管理業務を行っており、顧客との契約で定められたサービスを提供する義務を負っております。サービス提供義務については、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

取引価格は顧客との契約又は取引条件により決定しており、契約又は取引条件において定められた時期に受領しております。対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によるものであります。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によるものであります。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

支払利息の取得原価への算入に関する注記

再生可能エネルギー事業に要した借入金に対する開発期間中の支払利息を、棚卸資産の取得原価に算入しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	1,471	2,123

(2) 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の解消見込年度から、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しております。

課税所得に関する見積りは、将来の事業計画に基づき算定しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎とする安定的な積み上げが期待できる売電事業及び発電所運営管理事業等のストック型収益と、発電所の売却収入等のフロー型収益等であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 販売用発電所の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売用発電所	16,855	27,304

(2) 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定し、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額とし、その差額を費用計上いたします。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

販売用発電所の正味売却価額は個別発電所から得られる売電による将来のキャッシュ・フローを期待利回りで割り戻すことにより算定した金額が使用されており、主要な仮定は将来の予測発電量と期待利回りであります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

正味売却価額の算定においては、天候の影響などによる発電量の変化、再生可能エネルギー発電所の販売市況、金利市場の動向などによって、当該仮定に変化が生じた場合には、販売用発電所の正味売却価額の見直しが必要となり、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未成工事支出金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「未成工事支出金」に表示していた0百万円は、「その他」として組替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「有形固定資産」の「リース資産」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」の「リース資産」に表示していた184百万円は、「その他」として組替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「のれん」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「無形固定資産」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「無形固定資産」の「のれん」に表示していた1,403百万円は、「無形固定資産」として組替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「リース債務(短期)」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「リース債務(短期)」に表示していた15百万円は、「その他」として組替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「リース債務(長期)」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「リース債務(長期)」に表示していた141百万円は、「その他」として組替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「持分法による投資利益」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「営業外収益」の「持分法による投資利益」に表示していた0百万円は、「その他」として組替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「その他の流動負債の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた50百万円は、「その他の流動負債の増減額」61百万円、「その他」11百万円として組替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(保有目的の変更)

保有目的の変更により有形固定資産から販売用発電所へ17,596百万円を振り替えております。それに伴い、長期前払費用から前払費用へ954百万円を振り替えております。

また、保有目的の変更により投資有価証券から営業投資有価証券へ2,452百万円を振り替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(3) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
営業投資有価証券(出資金)	-百万円	3,938百万円
投資有価証券(出資金)	1,843	1,632
投資有価証券(社債)	155	155

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
現金及び預金	739百万円	600百万円
売掛金及び契約資産	832	793
営業投資有価証券(1)	391	7,817
販売用発電所	15,952	21,371
仕掛販売用発電所	540	-
その他(流動資産)	201	1,057
建物及び構築物	835	839
機械装置及び運搬具	84,059	64,941
その他(その他有形固定資産)	19	19
土地	2,317	3,567
その他(その他無形固定資産)	1,693	1,520
投資有価証券(2)	16,487	9,187
関係会社株式(3)	3,293	3,293
長期前払費用(工事負担金)	2,674	1,542
計	130,037	116,551

(1) 営業投資有価証券に関しましては前連結会計年度391百万円、当連結会計年度7,817百万円の内5,369百万円を、連結財務諸表上、相殺消去しております。

(2) 投資有価証券に関しましては前連結会計年度16,487百万円の内13,900百万円、当連結会計年度9,187百万円を、連結財務諸表上、相殺消去しております。

(3) 関係会社株式に関しましては前連結会計年度3,293百万円、当連結会計年度3,293百万円を、連結財務諸表上、相殺消去しております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
短期借入金	1,000百万円	2,125百万円
1年内返済予定の長期借入金	7,296	9,221
1年内返済予定のノンリコース長期借入金	3,930	4,250
未払金	744	-
長期借入金	39,550	37,051
ノンリコース長期借入金	68,240	63,956
長期末払金	3,093	-
計	123,855	116,605

なお、上記には登記留保として提供している売掛金及び契約資産、販売用発電所、機械装置及び運搬具、その他無形固定資産及びその債務を含めております。

4 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	65,191百万円	64,067百万円
借入実行残高	61,824	57,504
差引額	3,367	6,563

5 財務制限条項

当社及び連結子会社が締結している金銭消費貸借契約のうち、当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びDSCRにかかる財務制限条項が付されているものは次のとおりであります。なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	49百万円	49百万円
長期借入金	613	563
計	663	613

6 ノンリコース債務

ノンリコース債務に対応する資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
現金及び預金	7,115百万円	5,789百万円
販売用発電所	8,518	22,836
機械装置及び運搬具	74,315	52,738
資産その他	6,637	6,131
計	96,586	87,496

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)収益の分解情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
給料及び手当	1,719百万円	1,672百万円
退職給付費用	53	49
外部報酬	609	288

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
機械装置及び運搬具	9百万円	-百万円
計	9	-

4 段階取得に係る差益

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

前連結会計年度において、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人の投資口を追加取得し、連結子会社としたことにより、段階取得に係る差益69百万円を計上しております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
機械装置及び運搬具	0百万円	0百万円
リース資産	-	0
その他(工具、器具及び備品)	1	0
その他(施設利用権)	-	1
計	1	2

6 減損損失

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
中国・四国地方	遊休資産	土地
全国	事業用資産	借地権

当社グループは、原則として、事業用資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

土地の価格調査実施に伴い、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（20百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、土地19百万円、借地権0百万円であります。

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額を基に算定しております。

7 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
土地	-百万円	31百万円
建物及び構築物	-	1
その他（工具、器具及び備品）	-	0
その他（施設利用権）	-	1
計	-	31

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	37百万円	-百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	37	-
税効果額	11	-
その他有価証券評価差額金	25	-
為替換算調整勘定：		
当期発生額	6	314
その他の包括利益合計	32	314

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株) (注)1.2.	28,420,910	747,460	-	29,168,370

(注)1. 2022年1月24日を払込期日として行われたオーバーアロットメントによる第三者割当増資により、409,200株増加しております。

2. ストック・オプションの行使により、338,260株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株) (注)	-	38	-	38

(注) 単元未満株式の買取りにより、38株増加しております。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株) (注)	29,168,370	585,810	-	29,754,180

(注) ストック・オプションの行使により、585,810株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株) (注)	38	50	-	88

(注) 単元未満株式の買取りにより、50株増加しております。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	7
合計		-	-	-	-	-	7

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金勘定	14,444百万円	13,404百万円
現金及び現金同等物	14,444	13,404

2 株式等の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

投資口の取得により日本再生可能エネルギーインフラ投資法人を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社出資持分の取得価額と同社取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,065百万円
固定資産	46,621
のれん	15
流動負債	1,954
固定負債	22,684
非支配株主持分	6,163
小計	16,900
支配獲得時までの取得価額	282
段階取得に係る差益	69
出資持分の取得価額	16,548
現金及び現金同等物	944
差引:取得による支出	15,604

なお、株式等の取得により新たに連結子会社となったその他の会社の資産及び負債の金額は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

株式等の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の金額は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 株式等の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

出資持分の売却により洋野種市匿名組合事業が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに同社出資持分の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	5,294百万円
固定資産	61
流動負債	566
固定負債	5,460
持分売却後の投資勘定	234
出資持分売却益	1,199
出資持分の売却価額	763
現金及び現金同等物	192
差引:売却による収入	571

出資持分の売却によりR Jソーラー3 匿名組合事業が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに同社出資持分の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	20,281百万円
固定資産	172
流動負債	873
固定負債	19,609
出資持分売却益	2,717
出資持分の売却価額	2,688
現金及び現金同等物	184
差引：売却による収入	2,503

なお、株式等の売却により連結子会社でなくなったその他の会社の資産及び負債の金額は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、太陽光発電設備(機械装置)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入、社債発行及び匿名組合出資）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的及び長期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は、主として未上場企業の株式及び出資金を投資対象としたものであります。これらの資産は、投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと規制等の状況変化等の外的なリスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4. 会計方針に関する事項（6）重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、経理規程に従い、営業債権について、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（注）1.参照）。

前連結会計年度（2022年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 社債(1)	1,748	1,754	6
(2) 長期借入金(1)	53,221	53,480	258
(3) ノンリコース長期借入金 (1)	79,336	78,800	535
負債計	134,306	134,035	270
デリバティブ取引(2)	-	-	-

- (1)社債、長期借入金、ノンリコース長期借入金には、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のノンリコース長期借入金を含んでおります。
- (2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- (3)現金及び預金、短期借入金等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

当連結会計年度（2023年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 社債(1)	1,900	1,906	6
(2) 長期借入金(1)	51,233	51,423	189
(3) ノンリコース長期借入金 (1)	70,498	69,800	698
負債計	123,632	123,130	502
デリバティブ取引(2)	-	-	-

- (1)社債、長期借入金、ノンリコース長期借入金には、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のノンリコース長期借入金を含んでおります。
- (2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- (3)現金及び預金、短期借入金等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
営業投資有価証券 非上場出資金	-	5,012
投資有価証券 非上場株式 非上場出資金	6 3,203	6 1,938

これらについては、市場価格のない株式等のため、時価開示の対象としておりません。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	14,444	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券 社債	155	-	-	-
合計	14,599	-	-	-

当連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,404	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券 社債	155	-	-	-
合計	13,559	-	-	-

3. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,460	-	-	-	-	-
社債	148	1,100	100	300	100	-
長期借入金	9,667	10,883	5,507	7,290	10,071	9,801
ノンリコース 長期借入金	4,480	4,657	4,717	4,770	4,827	55,882
合計	17,756	16,640	10,324	12,361	14,998	65,684

当連結会計年度（2023年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	7,406	-	-	-	-	-
社債	1,196	196	408	100	-	-
長期借入金	10,313	6,265	13,010	8,719	4,406	8,518
ノンリコース 長期借入金	4,446	4,438	4,489	4,541	4,595	47,985
合計	23,362	10,900	17,908	13,360	9,002	56,504

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2023年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 前連結会計年度(2022年12月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	1,754	-	1,754
長期借入金	-	53,480	-	53,480
ノンリコース長期借入金	-	78,800	-	78,800
負債計	-	134,035	-	134,035

当連結会計年度(2023年12月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	1,906	-	1,906
長期借入金	-	51,423	-	51,423
ノンリコース長期借入金	-	69,800	-	69,800
負債計	-	123,130	-	123,130

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債、長期借入金、ノンリコース長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規の社債発行、借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象となっているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2022年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	155	155	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	155	155	-
合計		155	155	-

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額6百万円)、非上場出資金(連結貸借対照表計上額6百万円)については、市場価格がないため、記載しておりません。

当連結会計年度（2023年12月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	155	155	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	155	155	-
	合計	155	155	-

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額は投資有価証券6百万円）、非上場出資金（連結貸借対照表計上額は営業投資有価証券2,545百万円、投資有価証券7百万円）については、市場価格がないため、記載しておりません。

2. 売却したその他有価証券
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度（2022年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払 固定	長期借入金（1年 内返済予定の長期 借入金を含む）	4,380	4,055	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2023年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払 固定	長期借入金（1年 内返済予定の長期 借入金を含む）	213	197	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度に加入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度に係る退職給付費用は、前連結会計年度53百万円、当連結会計年度49百万円となっております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	-百万円	6百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回ストック・ オプション	第3回ストック・ オプション	第4回ストック・ オプション	第5回ストック・オ プション
付与対象者の区分及 び人数	当社取締役 4名 社外協力者 1名	当社取締役 4名 当社従業員 42名 社外協力者 1名	当社従業員 36名	当社従業員 23名
株式の種類別のス tock・オプション の数(注)	普通株式 1,500,000株	普通株式 774,000株	普通株式 427,500株	普通株式 280,500株
付与日	2015年6月30日	2015年12月25日	2016年6月30日	2016年12月31日
権利確定条件	付与日(2015年6月30日)以降権利確定日(2017年6月29日)まで継続して勤務していること。	付与日(2015年12月25日)以降権利確定日(2017年12月22日)まで継続して勤務していること。	付与日(2016年6月30日)以降権利確定日(2018年6月13日)まで継続して勤務していること。	付与日(2016年12月31日)以降権利確定日(2018年12月31日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 2015年6月30日 至 2017年6月29日	自 2015年12月25日 至 2017年12月22日	自 2016年6月30日 至 2018年6月13日	自 2016年12月31日 至 2018年12月31日
権利行使期間	自 2017年6月30日 至 2025年6月28日	自 2017年12月23日 至 2025年12月22日	自 2018年6月14日 至 2026年6月13日	自 2019年1月1日 至 2026年12月11日

	第6回ストック・ オプション	第8回ストック・ オプション	第12回ストック・ オプション	第13回ストック・ オプション
付与対象者の区分及 び人数	当社取締役 1名 当社従業員 12名 社外協力者 2名	当社取締役 1名 当社従業員 69名 子会社従業員 2名	当社新株予約権の 受託者 1	当社新株予約権の 受託者 1
株式の種類別のス tock・オプション の数(注)	普通株式 174,000株	普通株式 279,600株	普通株式 90,000株(注2)	普通株式 150,000株(注2)
付与日	2017年4月3日	2018年7月18日	2023年3月1日	2023年3月1日
権利確定条件	付与日(2017年4月3日)以降権利確定日(2019年4月3日)まで継続して勤務していること。	付与日(2018年7月18日)以降権利確定日(2020年7月18日)まで継続して勤務していること。	2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA(営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額)が150億円以上であること。	2023年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA(営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額)が200億円以上であること。
対象勤務期間	自 2017年4月3日 至 2019年4月3日	自 2018年7月18日 至 2020年7月18日	自 2023年12月31日 至 2025年12月31日	自 2023年12月31日 至 2027年12月31日
権利行使期間	自 2019年4月4日 至 2027年3月26日	自 2020年7月19日 至 2028年7月1日	自 2024年4月1日 至 2027年3月31日	自 2024年4月1日 至 2029年3月31日

	第14回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 150,000株
付与日	2023年6月30日
権利確定条件	2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA(営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額)が150億円以上であること。
対象勤務期間	自 2023年12月31日 至 2025年12月31日
権利行使期間	自 2024年4月1日 至 2027年3月31日

- (注) 1. 2015年12月22日付株式分割(1株につき1,000株の割合)及び2017年12月8日付株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 本新株予約権は、信託会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了時点において当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者等のうち受益者として指定された者に交付されません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	500,000	382,560	130,560	120,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	450,000	84,880	24,650	7,920
失効	-	2,040	6,120	6,000
未行使残	50,000	295,640	99,790	106,080

	第6回ストック・オプション	第8回ストック・オプション	第12回ストック・オプション	第13回ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	90,000	150,000
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	90,000	150,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	40,500	148,530	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	14,400	-	-
失効	-	26,640	-	-
未行使残	40,500	107,490	-	-

	第14回ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	150,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	150,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利行使価格(注1) (円)	26.2	200	200	230
行使時平均株価 (円)	436	559	603	461
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

	第6回ストック・オプション	第8回ストック・オプション	第12回ストック・オプション	第13回ストック・オプション
権利行使価格(注1) (円)	370	450	504	504
行使時平均株価 (円)	542	676	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	23.25	35.93

	第14回ストック・オプション
権利行使価格(注1) (円)	763
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	163.83

(注1) 権利行使価格は、2015年12月22日付株式分割(1株につき1,000株の割合)及び2017年12月8日株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の価格に換算した1株当たりの金額を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第12回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

株価変動性 (注1)	26.02%
予想残存期間 (注2)	2.59年
予想配当 (注3)	0円/株
無リスク利率 (注4)	0.02%

(注1) 類似上場企業の予想残存期間に対応する過去期間における株価終値から算出した株価変動性(年率)の平均値を使用しております。

(注2) 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

(注3) 2022年12月期の配当実績によっております。

(注4) 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

第13回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

株価変動性 (注1)	27.05%
予想残存期間 (注2)	3.59年
予想配当 (注3)	0円/株
無リスク利率 (注4)	0.05%

(注1) 類似上場企業の予想残存期間に対応する過去期間における株価終値から算出した株価変動性(年率)の平均値を使用しております。

(注2) 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

(注3) 2022年12月期の配当実績によっております。

(注4) 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

第14回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

株価変動性 (注1)	25.62%
予想残存期間 (注2)	2.25年
予想配当 (注3)	0円/株
無リスク利率 (注4)	0.075%

(注1) 類似上場企業の予想残存期間に対応する過去期間における株価終値から算出した株価変動性(年率)の平均値を使用しております。

(注2) 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

(注3) 2022年12月期の配当実績によっております。

(注4) 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- | | |
|---|--------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 662百万円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | 232百万円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	35百万円	51百万円
敷金	9	9
子会社立替金評価損	144	117
匿名組合出資金	395	1,404
減損損失	20	20
減価償却超過額	383	285
土地評価損	38	42
関係会社株式評価損	69	-
連結会社間内部利益消去	1,073	828
税務上の繰越欠損金(注)1	65	21
修繕引当金	32	40
その他	39	131
繰延税金資産小計	2,306	2,953
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	3	0
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	826	716
評価性引当額小計	829	717
繰延税金資産合計	1,477	2,236
繰延税金負債		
連結子会社の時価評価差額	4,369	4,349
譲渡損益	24	-
顧客関連資産	3	5
その他	2	4
繰延税金負債合計	4,399	4,359
繰延税金資産(負債)の純額	2,922	2,123

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	0	0	0	64	65
評価性引当額	-	-	0	0	0	2	3
繰延税金資産	-	-	-	-	-	61	(2)61

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金65百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産61百万円を計上しております。当該繰延税金資産61百万円は、主に連結子会社における税務上の繰越欠損金の残高65百万円(法定実効税率を乗じた額)の一部について認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2023年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	0	0	1	19	21
評価性引当額	-	-	0	0	0	0	0
繰延税金資産	-	-	-	-	1	18	(2)20

- (1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (2)税務上の繰越欠損金21百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産20百万円を計上しております。当該繰延税金資産20百万円は、主に連結子会社における税務上の繰越欠損金の残高21百万円（法定実効税率を乗じた額）の一部について認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
法定実効税率 (調整)	税金等調整前当期 純損失を計上して	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	いるため、記載を	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	省略しておりま	0.2
住民税均等割	す。	1.6
評価性引当額の増減		8.6
のれん償却額		1.4
連結子会社の税率差異		2.0
その他		2.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率		37.6

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため記載を省略しています。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

太陽光発電設備の事業用定期借地契約に伴う原状回復義務等に係る撤去費用であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は当該使用見込期間に応じた国債の利回りを使用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
期首残高	-百万円	2,891百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,159	34
保有目的の変更に伴う増加額(注)	1,728	-
時の経過による調整額	3	18
期末残高	2,891	2,943

(注) 販売用発電所の保有目的の変更に伴い、販売用発電所から有形固定資産へ振り替えたため、資産除去債務の計上を行ったことによる増加であります。

(賃貸等不動産関係)

当社グループでは、鹿児島県南九州市穎娃町その他地域において、太陽光発電事業用の土地を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は95百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は101百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	1,645	1,867
期中増減額	222	276
期末残高	1,867	2,143
期末時価	2,241	2,419

(注) 1. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、不動産取得(451百万円)及び事業用資産からの振替(58百万円)、主な減少は、連結子会社間取引による除外(196百万円)、事業用資産への振替(91百万円)であります。当連結会計年度の主な増加は、不動産取得(149百万円)、事業用資産からの振替(179百万円)、主な減少は、不動産売却(32百万円)であります。

2. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額等(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

(1) 収益の分解情報

前連結会計年度(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	
	再生可能エネルギー事業	
売上高		
フロー型収益		1,233
ストック型収益		15,222
顧客との契約から生じる収益		16,456
その他の収益		1,262
外部顧客への売上高		17,718

(注) 1. 「フロー型収益」は、開発業務、EPC等工事請負および発電所売却による収入であります。

2. 「ストック型収益」は、売電事業等、O&M事業およびAM事業による収入であります。

3. 「その他の収益」は匿名組合からの分配損益および地代収入等であります。

当連結会計年度(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	
	再生可能エネルギー事業	
売上高		
フロー型収益		160
ストック型収益		16,181
顧客との契約から生じる収益		16,342
その他の収益		17,261
外部顧客への売上高		33,604

(注) 1. 「フロー型収益」は、開発業務、EPC等工事請負および発電所売却による収入であります。

2. 「ストック型収益」は、売電事業等、O&M事業およびAM事業による収入であります。

3. 「その他の収益」には、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(会計制度委員会報告第15号 2014年11月4日)に基づく発電所の売却収入、匿名組合からの分配損益および地代収入等であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の当連結会計年度の期首及び期末残高は次のとおりです。
前連結会計年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

（単位：百万円）

	当連結会計年度 期首残高 (2022年1月1日)	当連結会計年度 期末残高 (2022年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	1,878	1,382
契約資産	62	39
契約負債	8	7

顧客との契約から生じた債権は、連結会計年度末時点で顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利のうち無条件になっている売掛金等であります。

契約資産は、連結会計年度末時点で顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であり、主に請負工事等において、進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る、当連結会計年度末時点で未請求の権利です。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社グループの義務に対して、当社グループが顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであり、主に工事請負契約に基づき顧客から受領した手付金等の前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、8百万円であります。

当連結会計年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：百万円）

	当連結会計年度 期首残高 (2023年1月1日)	当連結会計年度 期末残高 (2023年12月31日)
顧客との契約から生じた債権	1,382	1,457
契約資産	39	-
契約負債	7	7

顧客との契約から生じた債権は、連結会計年度末時点で顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利のうち無条件になっている売掛金等であります。

契約資産は、連結会計年度末時点で顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であり、主に請負工事等において、進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る、当連結会計年度末時点で未請求の権利です。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社グループの義務に対して、当社グループが顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであり、主に工事請負契約に基づき顧客から受領した手付金等の前受金です。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、7百万円であります。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約が期間1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所有している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東北電力ネットワーク株式会社	4,167	再生可能エネルギー発電所開発・運営事業
中部電力ミライズ株式会社	2,275	再生可能エネルギー発電所開発・運営事業

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所有している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
合同会社RJソーラー3	15,656	再生可能エネルギー発電所開発・運営事業
東北電力ネットワーク株式会社	5,226	再生可能エネルギー発電所開発・運営事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	318.63円	360.70円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	52.70円	36.85円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	36.03円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	1,526	1,088
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	1,526	1,088
普通株式の期中平均株式数(株)	28,966,768	29,545,666
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	672,671
(うち新株予約権(株))	-	(672,671)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
リニューアブル・ジャパン株式会社	第11回無担保普通社債	2020.10.23	48 (48)	-	0.9	無担保	2023.10.23
リニューアブル・ジャパン株式会社	第12回無担保普通社債	2021.9.27	200	200	0.6	無担保	2026.9.25
リニューアブル・ジャパン株式会社	第13回無担保普通社債	2021.10.8	300	300 (300)	0.3	無担保	2024.10.8
リニューアブル・ジャパン株式会社	第14回無担保普通社債	2021.11.25	500	500 (500)	0.3	無担保	2024.11.25
リニューアブル・ジャパン株式会社	第15回無担保普通社債	2021.12.28	200	200 (200)	0.6	無担保	2024.12.27
リニューアブル・ジャパン株式会社	第16回無担保普通社債	2022.8.31	500 (100)	400 (100)	0.3	無担保	2027.8.31
リニューアブル・ジャパン株式会社	第17回無担保普通社債	2023.9.25	-	300 (96)	0.3	無担保	2026.9.25
合計	-	-	1,748 (148)	1,900 (1,196)	-	-	-

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
1,196	196	408	100	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,460	7,406	1.7	-
1年以内に返済予定の長期借入金	9,667	10,313	1.7	-
1年以内に返済予定のノンリコース長期借入金	4,480	4,446	1.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	15	15	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	43,554	40,920	1.6	2025年～ 2038年
ノンリコース長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	74,855	66,051	1.5	2025年～ 2040年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	141	130	-	2025年～ 2033年
合計	136,175	129,284	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、ノンリコース長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	6,265	13,010	8,719	4,406
ノンリコース 長期借入金	4,438	4,489	4,541	4,595
リース債務	14	14	14	14

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	4,683	9,468	14,466	33,604
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	627	1,312	1,850	1,979
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	451	864	1,084	1,088
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	15.47	29.43	36.78	36.85

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	15.47	13.97	7.40	0.15

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 5,589	1 5,590
売掛金及び契約資産	1, 2 1,226	1, 2 982
営業投資有価証券	1, 2 1,266	1, 2 7,219
販売用発電所	1 8,336	1 3,866
前渡金	88	89
前払費用	278	269
立替金	2 1,973	2 2,387
その他	2 1,333	2 213
流動資産合計	20,095	20,620
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	161	160
機械及び装置	1 16,649	1 17,061
車両運搬具	1	1
工具、器具及び備品	132	149
土地	1 4,667	1 4,711
リース資産	180	178
建設仮勘定	649	2,188
減価償却累計額	317	1,643
有形固定資産合計	22,124	22,808
無形固定資産		
借地権	1 267	1 268
商標権	2	2
ソフトウェア	112	28
顧客関連資産	56	52
その他	1	-
無形固定資産合計	441	352
投資その他の資産		
投資有価証券	1 1,318	210
関係会社株式	1 6,941	1 9,655
その他の関係会社有価証券	1 17,131	1 18,361
出資金	48	49
関係会社長期貸付金	800	561
長期前払費用	637	681
繰延税金資産	266	1,220
その他	473	248
投資その他の資産合計	27,617	30,988
固定資産合計	50,183	54,148
資産合計	70,278	74,768

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,135	2,382
短期借入金	1,453,460	1,245,742
1年内償還予定の社債	148	1,196
1年内返済予定の長期借入金	1,459,650	1,4510,294
リース債務	14	14
未払金	2,416	1,216
未払費用	117	193
未払法人税等	457	1,108
預り金	106	117
前受収益	85	89
関係会社整理損失引当金	5	-
その他	9	801
流動負債合計	14,607	22,836
固定負債		
社債	1,600	704
長期借入金	1,4539,879	1,4535,546
リース債務	141	129
長期前受収益	759	714
資産除去債務	388	397
その他	91	64
固定負債合計	42,860	37,556
負債合計	57,467	60,392
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,627	4,649
資本剰余金		
資本準備金	4,627	4,649
資本剰余金合計	4,627	4,649
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,555	5,069
利益剰余金合計	3,555	5,069
自己株式	0	0
株主資本合計	12,811	14,368
新株予約権	-	7
純資産合計	12,811	14,376
負債純資産合計	70,278	74,768

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	1 10,155	1 16,517
売上原価	1 2,874	1 11,503
売上総利益	7,281	5,013
販売費及び一般管理費	1, 2 3,418	1, 2 3,765
営業利益	3,862	1,247
営業外収益		
受取利息	1 40	1 41
受取配当金	1 16	1 74
匿名組合投資利益	-	1,979
その他	8	105
営業外収益合計	64	2,201
営業外費用		
支払利息	1 705	1 860
支払手数料	300	195
匿名組合投資損失	848	200
貸倒引当金繰入額	-	60
その他	0	-
営業外費用合計	1,855	1,316
経常利益	2,072	2,132
特別利益		
投資有価証券売却益	69	-
事業譲渡益	3 160	-
その他	12	5
特別利益合計	241	5
特別損失		
減損損失	-	4 19
固定資産売却損	-	5 31
関係会社整理損	6 10	-
その他	1	1
特別損失合計	12	53
税引前当期純利益	2,301	2,084
法人税、住民税及び事業税	857	1,524
法人税等調整額	220	953
法人税等合計	1,078	570
当期純利益	1,223	1,513

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		20	0.7	16	0.1
電力仕入		559	19.5	171	1.5
労務費		105	3.7	0	0.0
外注費		535	18.6	679	5.9
減価償却費		924	32.1	2,131	18.5
販売用発電所売却原価		206	7.2	7,768	67.5
その他		523	18.2	735	6.4
当期売上原価		2,874	100.0	11,503	100.0

個別原価計算を用いて算出しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	4,273	4,273	4,273	2,324	2,324	-	10,871
会計方針の変更による累積的影響額				7	7		7
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,273	4,273	4,273	2,332	2,332	-	10,879
当期変動額							
新株の発行	354	354	354				708
当期純利益				1,223	1,223		1,223
自己株式の取得						0	0
新株予約権の発行							
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）							
当期変動額合計	354	354	354	1,223	1,223	0	1,931
当期末残高	4,627	4,627	4,627	3,555	3,555	0	12,811

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	25	25	-	10,897
会計方針の変更による累積的影響額				7
会計方針の変更を反映した当期首残高	25	25	-	10,905
当期変動額				
新株の発行				708
当期純利益				1,223
自己株式の取得				0
新株予約権の発行			-	-
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	25	25		25
当期変動額合計	25	25	-	1,906
当期末残高	-	-	-	12,811

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	4,627	4,627	4,627	3,555	3,555	0	12,811
当期変動額							
新株の発行	22	22	22				44
当期純利益				1,513	1,513		1,513
自己株式の取得						0	0
新株予約権の発行							-
当期変動額合計	22	22	22	1,513	1,513	0	1,557
当期末残高	4,649	4,649	4,649	5,069	5,069	0	14,368

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	12,811
当期変動額		
新株の発行		44
当期純利益		1,513
自己株式の取得		0
新株予約権の発行	7	7
当期変動額合計	7	1,565
当期末残高	7	14,376

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合への出資については、匿名組合の財産の持分相当額を「営業投資有価証券」、「投資有価証券」又は「その他の関係会社有価証券」として計上しております。また、連結子会社である匿名組合への出資金については、連結決算日における仮決算を基礎とし、それ以外の匿名組合への出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用発電所、仕掛販売用発電所、未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

なお、販売用発電所は、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、当社が保有する発電所については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
機械及び装置	6～20年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	4～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

顧客関連資産 効果の及ぶ期間(14年～17年)に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産 定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

収益認識基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

開発事業においては、主に再生可能エネルギー発電所の開発業務を行っており、顧客との契約に基づいて役務提供を行う義務を負っております。また、契約に基づいて役務提供を完了した時点で収益を認識しております。

EPC等工事請負においては、顧客と工事請負契約等を締結し、当該契約に基づいて施工を行う履行義務を負っております。工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積もり、当該進捗率に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識する方法を適用いたします。なお、一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

発電所売却においては、主に再生可能エネルギー発電所の売却を行っており、顧客との契約に基づいて再生可能エネルギー発電所の引き渡しを行う義務を負っております。また、契約に定められた引き渡し時に収益を認識しております。

売電事業においては、顧客と電力供給契約等を締結し、当該契約に基づいて当社の保有する再生可能エネルギー発電所から発電された電力の供給を履行義務として認識しております。顧客に対して行う電力の供給であり、電力を供給した時点で収益を認識しております。

O&M事業及びAM事業においては、主に再生可能エネルギー発電所の運営及び管理業務を行っており、顧客との契約で定められたサービスを提供する義務を負っております。サービス提供義務については、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

取引価格は顧客との契約又は取引条件により決定しており、契約又は取引条件において定められた時期に受領しております。対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、対価の金額が変動する重要な変動対価はありません。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の処理

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	266	1,220

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の解消見込年度から、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しております。課税所得に関する見積りは、将来の事業計画に基づき算定しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場環境を考慮した事業計画を基礎とする安定的な積み上げが期待できる売電事業及び発電所運営管理事業等のストック型収益と、発電所の売却収入等のフロー型収益等であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 販売用発電所の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
販売用発電所	8,336	3,866

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定し、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、その差額を費用計上いたします。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

販売用発電所の正味売却価額は個別発電所から得られる売電による将来のキャッシュ・フローを期待利回りで割り戻すことにより算定した金額が使用されており、主要な仮定は将来の予測発電量と期待利回りであります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

正味売却価額の算定においては、天候の影響などによる発電量の変化、再生可能エネルギー発電所の販売市況、金利市場の動向などによって、当該仮定に変化が生じた場合には、販売用発電所の正味売却価額の見直しが必要となり、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「貯蔵品」及び「未成工事支出金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「貯蔵品」に表示していた3百万円及び「未成工事支出金」に表示していた0百万円は、「その他」として組替えております。

前事業年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「顧客関連資産」は、金額的重要性が増したため、当事業年度において独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、において、「無形固定資産」の「その他」に表示していた57百万円は、「顧客関連資産」56百万円、「その他」1百万円として組替えております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「契約負債」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「契約負債」に表示していた7百万円は、「その他」として組替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(保有目的の変更)

保有目的の変更によりその他の関係会社有価証券から営業投資有価証券へ4,785百万円を振り替えております。

また、保有目的の変更により投資有価証券から営業投資有価証券へ1,059百万円を振り替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
現金及び預金	156百万円	195百万円
売掛金及び契約資産	115	145
営業投資有価証券	391	5,778
販売用発電所	7,433	3,172
機械及び装置	13,356	14,686
土地	2,317	3,567
借地権	216	268
投資有価証券	1,118	-
関係会社株式	3,293	3,293
その他の関係会社有価証券	15,368	9,187
計	43,768	40,297

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
短期借入金	1,000百万円	1,000百万円
1年内返済予定の長期借入金	7,296	9,006
長期借入金	35,875	29,581
計	44,171	39,588

なお、上記には登記留保として提供している売掛金及び契約資産、販売用発電所、機械及び装置、借地権及びその債務を含めております。

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
短期金銭債権	2,692百万円	2,704百万円
長期金銭債権	800	561
短期金銭債務	0	1,145

3 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
えびの匿名組合事業	3,675百万円	えびの匿名組合事業 3,845百万円
白河表郷匿名組合事業	-	白河表郷匿名組合事業 1,230
IZUSHIMA SOLAR合同会社	-	IZUSHIMA SOLAR合同会社 318
アールジェイ・インベストメント 株式会社	1	アールジェイ・インベストメント 株式会社 -
計	3,676	計 5,393

4 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	6,060百万円	6,614百万円
借入実行残高	4,663	6,250
差引額	1,397	363

5 財務制限条項

当社が締結している金銭消費貸借契約のうち、当社の財政状態、経営成績にかかる財務制限条項が付されているものは次のとおりであります。なお、当事業年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	49百万円	49百万円
長期借入金	613	563
計	663	613

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	4,725百万円	935百万円
売上原価	0	13
販売費及び一般管理費	0	0
営業取引以外の取引高	54	122

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.2%、当事業年度0.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99.8%、当事業年度99.7%であります。
 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
給料及び手当	1,591百万円	1,507百万円
減価償却費	40	123
退職給付費用	50	46

3 事業譲渡益

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社の連結子会社であるアールジェイ・インベストメント株式会社へAM事業を譲渡したことにより、事業譲渡益160百万円を特別利益に計上しております。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

4 減損損失

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
中国・四国地方	遊休資産	土地

当社は、原則として、事業用資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

土地の価格調査実施に伴い、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(19百万円)として特別損失に計上しました。その内訳は、土地19百万円であります。

当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額を基に算定しております。

5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
土地	-百万円	31百万円
建物	-	1
その他(施設利用権)		1
計	-	31

6 関係会社整理損

前事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社の連結子会社である株式会社みらい電力の事業整理に伴う損失額を関係会社整理損10百万円として特別損失に計上しております。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2022年12月31日)

関係会社株式及びその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額は関係会社株式6,941百万円、その他の関係会社有価証券16,976百万円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載していません。

当事業年度(2023年12月31日)

関係会社株式及びその他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額は関係会社株式9,655百万円、その他の関係会社有価証券18,206百万円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	31百万円	49百万円
関係会社株式評価損	69	-
敷金	9	9
子会社立替金評価損	144	117
匿名組合出資金	395	1,404
減損損失	20	20
減価償却超過額	380	283
土地評価損	38	42
資産除去債務	-	11
その他	6	110
繰延税金資産小計	1,096	2,049
評価性引当額	826	820
繰延税金資産合計	270	1,228
繰延税金負債		
顧客関連資産	3	5
その他	-	2
繰延税金負債合計	3	8
繰延税金資産の純額	266	1,220

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1	1.0
法人税特別控除	-	0.1
住民税均等割	1.0	1.5
評価性引当額の増減	16.8	2.2
その他	1.5	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.9	27.4

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形 固定 資産	建物及び構築物	137	1	1	7	129	31
	機械及び装置	34	17	0	11	39	25
	車両運搬具	0	-	-	0	0	1
	工具、器具及び備品	41	20	1	24	35	114
	機械及び装置(発電所)	16,457	395	-	1,273	15,579	1,417
	土地	4,667	88	44	-	4,711	-
	リース資産	137	-	-	13	123	54
	建設仮勘定	649	2,864	1,325	-	2,188	-
	計	22,124	3,387	1,372	1,331	22,808	1,643
無形 固定 資産	商標権	2	-	-	0	2	-
	ソフトウェア	112	40	32	92	28	-
	借地権	267	0	-	-	268	-
	その他	57	-	1	3	52	-
	計	441	41	33	96	352	-

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

機械及び装置(発電所)の「当期増加額」は主として、太陽光発電所の補強工事によるものです。

建設仮勘定の「当期増加額」は主として、太陽光発電所の開発が進行していること、保有目的の変更により仕掛発電所から建設仮勘定に科目を振り替えたことによるものです。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
関係会社整理損失 引当金	5	-	5	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 https://www.rn-j.com/ir/notice/
株主に対する特典	株主優待制度を導入しております。(注2)

(注) 1. 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式については次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 株主優待制度の概要

- (1) 対象となる株主
毎年12月末日又は6月末日現在の当社株主名簿に記載又は記録された当社普通株式700株以上を保有する株主
- (2) 株主優待の内容及び贈呈時期
下記株主優待ポイント表に基づき、保有する株式数及び保有期間に応じてポイントが加算され、株主限定の特設インターネットサイトにおいて、そのポイントと食品、電化製品、ギフト等に交換できます。株主優待ポイントは毎年2月上旬および8月上旬に贈呈予定であります。

株主優待ポイント表（1ポイント 1円）

保有株式数		進呈ポイント数（12月末）	進呈ポイント数（6月末）
700株	～ 799株	3,000ポイント	3,000ポイント
800株	～ 899株	5,000ポイント	5,000ポイント
900株	～ 999株	7,500ポイント	7,500ポイント
1,000株	～ 1,999株	12,000ポイント	12,000ポイント
2,000株	～ 2,999株	15,000ポイント	15,000ポイント
3,000株	～ 3,999株	18,000ポイント	18,000ポイント
4,000株	～ 4,999株	20,000ポイント	20,000ポイント
5,000株	～ 9,999株	22,000ポイント	22,000ポイント
10,000株	以上	25,000ポイント	25,000ポイント

株主優待ポイントは12末日及び6月末日現在において株主名簿に同一株主番号で連続2回以上記載され、かつ700株以上継続保有されている場合にのみ繰越することができ、最大4回分まとめて交換することができます。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

(第12期)(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 2023年3月31日 関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書の訂正報告書

2023年3月30日 関東財務局長に提出。

(第11期)(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) 2022年3月31日提出の有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書に係る訂正報告書であります。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年3月31日 関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

(第13期第1四半期)(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日) 2023年5月12日 関東財務局長に提出。

(第13期第2四半期)(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月14日 関東財務局長に提出。

(第13期第3四半期)(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月14日 関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年4月5日に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年5月30日に提出。

(6) 有価証券届出書(ストックオプション制度に伴う新株予約権発行)及びその添付書類

2023年1月27日 関東財務局長に提出。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

2023年2月15日及び2023年3月30日 関東財務局長に提出。

2023年1月27日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

2023年3月30日 関東財務局長に提出。

2021年11月17日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月29日

リニューアブル・ジャパン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 跡部 尚志

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリニューアブル・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リニューアブル・ジャパン株式会社及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

販売用発電所の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、連結財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り）「2.販売用発電所の評価」に記載されているとおり、当連結会計年度の連結貸借対照表において、販売用発電所27,304百万円が計上されており、連結総資産の17.2%を占めている。</p> <p>また、販売用発電所は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定し、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額とし、その差額を費用計上するものとしている。</p> <p>販売用発電所の正味売却価額は個別発電所から得られる売電による将来のキャッシュ・フローを期待利回りで割り戻すことにより算定した金額が使用されており、主要な仮定は将来の予測発電量と期待利回りである。</p> <p>正味売却価額の算定においては、天候の影響などによる発電量の変化、再生可能エネルギー発電所の販売市場、金利市場の動向などによって、当該仮定に変化が生じた場合には、販売用発電所の正味売却価額の見直しが必要となり、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項であるものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、販売目的で保有する販売用発電所の評価の妥当性を検証するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の予測発電量については、会社が新規開発及び新規取得する際の投資意思決定時の検討資料の予測発電量と実績発電量を比較することにより、発電所ごとの差異の発生状況を把握するとともに、発生理由について質問を実施し、関連資料により検証することによりその合理性を評価した。 ・利回りの見積りについて、検討資料で設定している割引率を確かめるとともに、当社グループの売買事例及び公表されている外部データの売買事例における割引率の情報などとの比較をすることにより、その合理性を評価した。また、将来の変動リスクを考慮した感応度分析を実施し、経営者による不確実性の評価について検討した。 ・過年度に評価した正味売却価額について、経営者による見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における販売価格の見積りと実績の比較を実施した。

私募ファンドを譲受人とした販売用発電所売却取引に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び連結子会社は、当連結会計年度において私募ファンドを譲受人として、複数の販売用発電所をポートフォリオとして一括して売却取引を行っている。</p> <p>私募ファンドに対する販売用発電所売却に係る収益は、連結財務諸表の注記事項（収益認識関係）の「(1)収益の分解情報」の「その他の収益」（17,261百万円）に含まれている。</p> <p>販売用発電所の売却取引は、取引価額が多額であり、また、相対取引であることから取引条件の個別性が高い。</p> <p>会社が実施している私募ファンドに対する販売用発電所売却取引は、取引後においても、会社が顧客である私募ファンドから当該発電所の管理業務を受託することや、私募ファンドへの出資持分を一部保有するなど継続的に関与する可能性があることに加え、取引条件や取引スキームも多様であり、売却条件の経済的合理性、売却価格の妥当性、売却取引の合理性等についてリスクと経済価値がほとんど全て移転しているかの判断が複雑になることがある。</p> <p>上記のとおり、私募ファンドに対する販売用発電所の売却取引に係る収益認識については経営者の判断を伴うものであり、当該判断を誤った場合、連結財務諸表に与える影響は大きい。</p> <p>したがって、当監査法人は、私募ファンドに対する販売用発電所の売却取引に係る収益認識を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、私募ファンドとの販売用発電所の売却取引において、適正な価額で譲渡されており、リスクと経済価値のほとんど全てが譲受人に移転していることを検討するため、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキーム全体を理解するために、経営会議議事録、取締役会議事録等を閲覧するとともに、経営者及び担当部署に質問した。 ・販売用発電所の譲渡先である私募ファンドが子会社に該当していないことを検討した。 ・売却取引が適正な価額で行われていることを検討するため、売却価格の基礎となる将来キャッシュ・フロー予想額について当該発電所取得時に会社が算定している計画値と比較するとともに、割引率については直近の売却実績における割引率との比較を行った。 ・売却取引及び今後の継続的関与の有無や内容を検討するため、取締役会議事録、匿名組合契約書、太陽光発電事業譲渡契約書などの関連資料を閲覧するとともに経営者に質問した。 ・引渡しの実態を評価するため、契約書とともに対価に係る入金証憑等を閲覧した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月29日

リニューアブル・ジャパン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 跡部 尚志

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリニューアブル・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リニューアブル・ジャパン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

販売用発電所の評価

当事業年度の貸借対照表に計上されている販売用発電所は3,866百万円であり、総資産の5.2%を占めている。

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「販売用発電所の評価」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「販売用発電所の評価」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

私募ファンドを譲受人とした販売用発電所売却取引に係る収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（私募ファンドを譲受人とした販売用発電所売却取引に係る収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。